

国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号） 抄

（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（財政の均衡）</p> <p>第四条の二 国民年金事業の財政は、長期的にその均衡が保たれたものでなければならず、著しくその均衡を失すると見込まれる場合には、速やかに所要の措置が講ぜられなければならない。</p> <p>（財政の現況及び見通しの作成）</p> <p>第四条の三 政府は、少なくとも五年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による給付に要する費用の額その他の国民年金事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し（以下「財政の現況及び見通し」という。）を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の財政均衡期間（第十六条の二第一項において「財政均衡期間」という。）は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね百年間とする。</p> <p>3 政府は、第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>（調整期間）</p> <p>第十六条の二 政府は、第四条の三第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成するに当たり、国民年金事業の財政が、財政均衡期間の</p>	<p>（年金額の自動改定）</p> <p>第十六条の二 年金たる給付（付加年金を除く。）については、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下「物価指数」と</p>

終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金（国民年金特別会計の国民年金勘定に係る積立金をいう。第五章において同じ。）を保有しつつ当該財政均衡期間にわたつてその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、年金たる給付（付加年金を除く。）の額（以下この項において「給付額」という。）を調整するものとし、政令で、給付額を調整する期間（以下「調整期間」という。）の開始年度を定めるものとする。

2 財政の現況及び見通しにおいて、前項の調整を行う必要がなくなつたと認められるときは、政令で、調整期間の終了年度を定めるものとする。

3 政府は、調整期間において財政の現況及び見通しを作成するときは、調整期間の終了年度の見通しについても作成し、併せて、これを公表しなければならぬ。

（端数処理）

第十七条 年金たる給付（以下「年金給付」という。）を受ける権利を裁定する場合又は年金給付の額を改定する場合において、年金給付の額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。

2 （略）

（年金額）

（ ）が平成十年（この項の規定による年金たる給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年の前年）の物価指数を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の四月以降の当該年金たる給付の額を改定する。

2 前項の規定による年金たる給付の額の改定の措置は、政令で定める。

（端数処理）

第十七条 年金たる給付（以下「年金給付」という。）を受ける権利を裁定する場合又は年金給付の額を改定する場合において、年金給付の額（第三十三条の二又は第三十九条の規定により加算する額を除く。）又は当該加算する額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。第三十九条の二第一項の規定により遺族基礎年金の額を計算する場合における第三十八条に定める額及び同項に規定する加算額についても同様とする。

2 （略）

（年金額）

第二十七条 老齡基礎年金の額は、七十八万九百円に改定率（次条第一項の規定により設定し、同条（第一項を除く。）から第二十七条の五までの規定により改定した率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。ただし、保険料納付済期間の月数が四百八十に満たない者に支給する場合は、当該額に、次の各号に掲げる月数を合算した月数（四百八十を限度とする。）を四百八十で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 一 保険料納付済期間の月数
- 二 保険料半額免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）の四分の三に相当する月数
- 三 保険料半額免除期間の月数から前号に規定する保険料半額免除期間の月数を控除して得た月数の四分の一に相当する月数
- 四 保険料全額免除期間（第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数と保険料半額免除期間の月数とを合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の二分の一に相当する月数

（改定率の改定等）

第二十七条の二 平成十六年度における改定率は、一とする。

2 改定率については、毎年度、第一号に掲げる率（以下「物価変動率」という。）に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）を基準として改定し、当該年度の四月以降の年金たる給付について適用する。

第二十七条 老齡基礎年金の額は、八十万四千二百円とする。ただし、保険料納付済期間の月数が四百八十に満たない者に支給する場合は、八十万四千二百円に、次の各号に掲げる月数を合算した月数（四百八十を限度とする。）を四百八十で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 一 保険料納付済期間の月数
- 二 保険料半額免除期間の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）の三分の二に相当する月数
- 三 保険料半額免除期間の月数から前号に規定する保険料半額免除期間の月数を控除して得た月数の三分の一に相当する月数
- 四 保険料全額免除期間（第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）の月数（四百八十から保険料納付済期間の月数と保険料半額免除期間の月数とを合算した月数を控除して得た月数を限度とする。）の三分の一に相当する月数

- 一 当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数（総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下同じ。）に対する当該年度の初日の属する年の前年の物価指数の比率
- 二 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率の三乗根となる率
イ 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者（以下「被用者年金被保険者等」という。）に係る標準報酬額等平均額（厚生年金保険法第四十三条の二第一項第二号イに規定する標準報酬額等平均額をいう。以下同じ。）に対する当該年度の前々年度における被用者年金被保険者等に係る標準報酬額等平均額の比率
- ロ 当該年度の初日の属する年の五年前の年における物価指数に対する当該年度の初日の属する年の前々年における物価指数の比率
- 三 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率
イ 〇・九一〇から当該年度の初日の属する年の三年前の年の九月一日における厚生年金保険法の規定による保険料率（以下「保険料率」という。）の二分の一に相当する率を控除して得た率
ロ 〇・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率
- 3 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合における改定率の改定については、前項の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。ただし、物価変動率が一を上回る場合は、一を基準とする。
- 4 前二項の規定による改定率の改定の措置は、政令で定める。

第二十七条の三 受給権者が六十五歳に達した日の属する年度の初日の

属する年の三年後の年の四月一日の属する年度以後において適用される改定率（以下「基準年度以後改定率」という。）の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。

2 次の各号に掲げる場合における基準年度以後改定率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一以上となるとき 名目手取り賃金変動率

二 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回る時 一

3 前二項の規定による基準年度以後改定率の改定の措置は、政令で定める。

（調整期間における改定率の改定の特例）

第二十七条の四 調整期間における改定率の改定については、前二条の規定にかかわらず、名目手取り賃金変動率に第一号及び第二号に掲げる率を乗じて得た率を基準とする。ただし、当該基準による改定により当該年度の改定率が当該年度の前年度の改定率を下回ることとなるときは、一を基準とする。

一 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における公的年金各法の被保険者等（この法律又は被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者をいう。）の総数として政令で定めるところにより算定した数（以下「公的年金被保険者等総数」という。）に対する当該年度の前々年度における公的年金被保険者等総数の比率の三乗根となる率

二 〇・九九七

2 次の各号に掲げる場合の調整期間における改定率の改定については

、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、前項第一号に掲げる率に同項第二号に掲げる率を乗じて得た率（以下「調整率」という。）が一を上回るとき 名目手取り賃金変動率

二 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となるとき 名目手取り賃金変動率

三 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るとき（次号に掲げる場合を除く。） 物価変動率

四 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が一を上回るとき 一

3 前二項の規定による改定率の改定の措置は、政令で定める。

第二十七条の五 調整期間における基準年度以後改定率の改定について

は、前条の規定にかかわらず、物価変動率に調整率を乗じて得た率を基準とする。ただし、当該基準による改定により当該年度の基準年度以後改定率が当該年度の前年度の改定率を下回ることとなるときは、一を基準とする。

2 次の各号に掲げる場合の調整期間における基準年度以後改定率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 物価変動率が一を下回る時 物価変動率

二 物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となり、かつ、調整率が一を上回るとき（前号に掲げる場合を除く。） 物価変動率

三 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一を上回るとき 名目手取り

賃金変動率

四 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一以下となるとき 名目手取り賃金変動率に調整率を乗じて得た率

五 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回るとき 一

3 前二項の規定による基準年度以後改定率の改定の措置は、政令で定める。

(年金額)

第三十二条 障害基礎年金の額は、七十八万九百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)とする。

2 (略)

第三十三条の二 障害基礎年金の額は、受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していたその者の子(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にある子に限る。)があるときは、前条の規定にかかわらず、同条に定める額にその子一人につきそれぞれ七万四千九百円に改定率(第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この項において同じ。)を乗じて得た額(そのうち二人までについては、それぞれ二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額とし、それらの額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満

(年金額)

第三十二条 障害基礎年金の額は、八十万四千二百円とする。

2 (略)

第三十三条の二 障害基礎年金の額は、受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していたその者の子(十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子及び二十歳未満であつて障害等級に該当する障害の状態にある子に限る。)があるときは、前条の規定にかかわらず、同条に定める額にその子一人につきそれぞれ七万七千円(そのうち二人までについては、それぞれ二十三万四千円)を加算した額とする。

の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。()を加算した額とする。

2・4 (略)

(年金額)

第三十八条 遺族基礎年金の額は、七十八万九百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)とする。

第三十九条 妻に支給する遺族基礎年金の額は、前条の規定にかかわらず、同条に定める額に妻が遺族基礎年金の受給権を取得した当時第三十七条の二第一項に規定する要件に該当し、かつ、その者と生計を同じくした子につきそれぞれ七万四千九百円に改定率(第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この項において同じ。)を乗じて得た額(そのうち二人までについては、それぞれ二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額とし、それらの額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)を加算した額とする。

2・3 (略)

第三十九条の二 子に支給する遺族基礎年金の額は、当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について遺族基礎年金の受給権を取得した子が二人以上あるときは、第三十八条の規定にかかわらず、同条に定める額にその子のうち一人を除いた子につきそれぞれ七万四千九百円

2・4 (略)

(年金額)

第三十八条 遺族基礎年金の額は、八十万四千二百円とする。

第三十九条 妻に支給する遺族基礎年金の額は、前条の規定にかかわらず、同条に定める額に妻が遺族基礎年金の受給権を取得した当時第三十七条の二第一項に規定する要件に該当し、かつ、その者と生計を同じくした子につきそれぞれ七万七千七百円(そのうち二人までについては、それぞれ二十三万四千四百円)を加算した額とする。

2・3 (略)

第三十九条の二 子に支給する遺族基礎年金の額は、当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について遺族基礎年金の受給権を取得した子が二人以上あるときは、第三十八条の規定にかかわらず、同条に定める額にその子のうち一人を除いた子につきそれぞれ七万七千七百円(

に改定率（第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定した改定率とする。以下この項において同じ。）を乗じて得た額（そのうち一人については、二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額とし、それらの額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。）を加算した額を、その子の数で除して得た額とする。

2 (略)

(運用の目的)

第七十五条 積立金の運用は、積立金が国民年金の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら国民年金の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたつて、国民年金事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。

(基本方針)

第七十七条 (略)

2・3 (略)

4 第二項第二号に掲げる事項は、財政の現況及び見通しを勘案し、かつ、積立金の運用収入の変動の可能性に留意したものでなければならぬ。

5～9 (略)

そのうち一人については、二十三万四千四百円を加算した額を、その子の数で除して得た額とする。

2 (略)

(運用の目的)

第七十五条 国民年金特別会計の国民年金勘定に係る積立金（以下この章において「積立金」という。）の運用は、積立金が国民年金の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら国民年金の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたつて、国民年金事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。

(基本方針)

第七十七条 (略)

2・3 (略)

4 第二項第二号に掲げる事項は、第八十七条第三項に規定する給付に要する費用の予想額及び予定運用収入の額を勘案し、かつ、積立金の運用収入の変動の可能性に留意したものでなければならない。

5～9 (略)

(国庫負担)

第八十五条 国庫は、毎年度、国民年金事業に要する費用（次項に規定する費用を除く。以下同じ。）に充てるため、次に掲げる額を負担する。

一 当該年度における基礎年金（老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金をいう。以下同じ。）の給付に要する費用の総額（次号及び第三号に掲げる額を除く。以下「保険料・拠出金算定対象額」という。）から第二十七条第三号に規定する月数を基礎として計算したものを控除して得た額に、一から各被用者年金保険者に係る第九十四条の三第一項に規定する政令で定めるところにより算定した率を合算した率を控除して得た率を乗じて得た額の二分の一に相当する額

二 当該年度における保険料免除期間を有する者に係る老齢基礎年金（第二十七条ただし書の規定によつてその額が計算されるものに限る。）の給付に要する費用の額に、イに掲げる数を口に掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合算額

イ 当該保険料半額免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）を四で除して得た数と当該保険料全額免除期間（第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数と当該保険料半額免除期間の月数とを控除して得た月数を限度とする。）を二で除して得た数とを合算した数

口 (略)

三 当該年度における第三十条の四の規定による障害基礎年金の給付に要する費用の百分の二十に相当する額

(国庫負担)

第八十五条 国庫は、毎年度、国民年金事業に要する費用（次項に規定する費用を除く。以下同じ。）に充てるため、次に掲げる額を負担する。

一 当該年度における基礎年金（老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金をいう。以下同じ。）の給付に要する費用の総額（次号及び第三号に掲げる額を除く。以下「保険料・拠出金算定対象額」という。）から第二十七条第三号に規定する月数を基礎として計算したものを控除して得た額に、一から各被用者年金保険者に係る第九十四条の三第一項に規定する政令で定めるところにより算定した率を合算した率を控除して得た率を乗じて得た額の三分の一に相当する額

二 当該年度における保険料免除期間を有する者に係る老齢基礎年金（第二十七条ただし書の規定によつてその額が計算されるものに限る。）の給付に要する費用の額に、イに掲げる数を口に掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合算額

イ 当該保険料半額免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）を六で除して得た数と当該保険料全額免除期間（第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数と当該保険料半額免除期間の月数とを控除して得た月数を限度とする。）を三で除して得た数とを合算した数

口 (略)

三 当該年度における第三十条の四の規定による障害基礎年金の給付に要する費用の百分の四十に相当する額

2 (略)

(保険料)

第八十七条 (略)

2 (略)

3 保険料の額は、当分の間、一月につき一万三千二百円とする。

(基礎年金拠出金)

第九十四条の二 (略)

2 (略)

3 財政の現況及び見通しが作成されるときは、厚生労働大臣は、厚生年金保険の管掌者たる政府が負担し、又は年金保険者たる共済組合等が納付すべき基礎年金拠出金について、その将来にわたる予想額を算定するものとする。

(被保険者に関する調査)

第一百六条 社会保険庁長官は、必要があると認めるときは、被保険者の資格又は保険料に関する処分に關し、被保険者に対し、国民年金手帳、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくは世帯主若しくはこれら

2 (略)

(保険料)

第八十七条 (略)

2 (略)

3 保険料の額は、この法律による給付に要する費用の予想額並びに予定運用収入及び国庫負担の額に照らし、将来にわたつて、財政の均衡を保つことができるものでなければならず、かつ、少なくとも五年ごとに、この基準に従つて再計算され、その結果に基づいて所要の調整が加えられるべきものとする。

4 保険料の額は、当分の間、一月につき一万三千二百円とする。

5 前項の保険料の額は、その額が第三項の基準に適合するに至るまでの間、段階的に引き上げられるべきものとする。

(基礎年金拠出金)

第九十四条の二 (略)

2 (略)

3 第八十七条第三項の規定による保険料の額の再計算が行われるときは、厚生労働大臣は、厚生年金保険の管掌者たる政府が負担し、又は年金保険者たる共済組合等が納付すべき基礎年金拠出金について、その将来にわたる予想額を算定するものとする。

(被保険者に関する調査)

第一百六条 社会保険庁長官は、必要があると認めるときは、被保険者に対し、国民年金手帳の提出を命じ、又は被保険者の資格若しくは保険料に関する処分に關し、当該職員をして被保険者に質問させることが

の者であつた者の資産若しくは収入の状況に関する書類その他の物件の提出を命じ、又は当該職員をして被保険者に質問させることができる。

2 (略)

(統計調査)

第百八条の三 社会保険庁長官は、第一条の目的を達成するため、被保険者若しくは被保険者であつた者又は受給権者に係る保険料の納付に関する実態その他の厚生労働省令で定める事項に関し必要な統計調査を行うものとする。

2 社会保険庁長官は、前項に規定する統計調査に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な情報の提供を求めることができる。

3 前項の規定により情報の提供を求めるに当たつては、被調査者を識別することができない方法による情報の提供を求めるものとする。

第百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第百六条第一項の規定により国民年金手帳、資産若しくは収入の状況に関する書類その他の物件の提出を命ぜられてこれに従わず、若しくは虚偽の書類その他の物件の提出をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をした被保険者

できる。

2 (略)

第百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第百六条第一項の規定により国民年金手帳の提出を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をした被保険者

国民年金法（昭和二十四年法律第四百十一号） 抄

（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（支給の繰下げ）</p> <p>第二十八条 老齢基礎年金の受給権を有する者であつて六十六歳に達する前に当該老齢基礎年金を請求していなかつたものは、社会保険庁長官に当該老齢基礎年金の支給繰下げの申出をすることができる。ただし、その者が六十五歳に達したときに、他の年金給付（付加年金を除く。以下この条において同じ。）若しくは被用者年金各法による年金たる給付（老齢又は退職を支給事由とするものを除く。以下この条において同じ。）の受給権者であつたとき、又は六十五歳に達した日から六十六歳に達した日までの間において他の年金給付若しくは被用者年金各法による年金たる給付の受給権者となつたときは、この限りでない。</p> <p>2 六十六歳に達した日後に他の年金給付若しくは被用者年金各法による年金たる給付の受給権者となつた者が、他の年金給付若しくは被用者年金各法による年金たる給付を支給すべき事由が生じた日（以下この項において「受給権者となつた日」という。）以後前項の申出をしたときは、次項の規定を適用する場合を除き、受給権者となつた日において、前項の申出があつたものとみなす。</p> <p>3 第一項の申出をした者に対する老齢基礎年金の支給は、第十八条第一項の規定にかかわらず、当該申出のあつた日の属する月の翌月から始めるものとする。</p>	<p>（支給の繰下げ）</p> <p>第二十八条 老齢基礎年金の受給権を有する者であつて六十六歳に達する前に当該老齢基礎年金を請求していなかつたものは、社会保険庁長官に当該老齢基礎年金の支給繰下げの申出をすることができる。ただし、その者が六十五歳に達したときに、他の年金給付（付加年金を除く。以下この項において同じ。）若しくは被用者年金各法による年金たる給付（老齢又は退職を支給事由とするものを除く。以下この項において同じ。）の受給権者であつたとき、又は六十五歳に達した日以後に他の年金給付若しくは被用者年金各法による年金たる給付の受給権者となつたときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の申出をした者に対する老齢基礎年金の支給は、第十八条第一項の規定にかかわらず、当該申出のあつた日の属する月の翌月から始めるものとする。</p>

4 | (略)

第三十六条の二 第三十条の四の規定による障害基礎年金は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するとき(第二号及び第三号に該当する場合にあつては、厚生労働省令で定める場合に限る。)は、その該当する期間、その支給を停止する。

一 四 (略)

2 6 (略)

(支給の繰下げ)

第四十六条 (略)

2 第二十八条第四項の規定は、前項の規定によつて支給する付加年金の額について準用する。この場合において、同条第四項中「前条」とあるのは、「第四十四条」と読み替えるものとする。

(保険料)

第八十七条 (略)

2 (略)

3 保険料の額は、次の表の上欄に掲げる月分についてそれぞれ同表の下欄に定める額に保険料改定率を乗じて得た額(その額に五円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数が生じたときは、これを十円に切り上げるものとする。)とする。

平成十七年度に属する月の月分	一万三千五百八十円
平成十八年度に属する月の月分	一万三千八百六十円

3 | (略)

第三十六条の二 第三十条の四の規定による障害基礎年金は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するとき、その該当する期間、その支給を停止する。

一 四 (略)

2 6 (略)

(支給の繰下げ)

第四十六条 (略)

2 第二十八条第三項の規定は、前項の規定によつて支給する付加年金の額について準用する。この場合において、同条第三項中「前条」とあるのは、「第四十四条」と読み替えるものとする。

(保険料)

第八十七条 (略)

2 (略)

3 保険料の額は、当分の間、一月につき一万三千三百円とする。

平成十九年度に属する月の月分	一万四千百四十円
平成二十年度に属する月の月分	一万四千四百二十円
平成二十一年度に属する月の月分	一万四千七百円
平成二十二年度に属する月の月分	一万四千九百八十円
平成二十三年度に属する月の月分	一万五千二百六十円
平成二十四年度に属する月の月分	一万五千五百四十円
平成二十五年に属する月の月分	一万五千八百二十円
平成二十六年に属する月の月分	一万六千百円
平成二十七年に属する月の月分	一万六千三百八十円
平成二十八年に属する月の月分	一万六千六百六十円
平成二十九年以後の年度に属する月の月分	一万六千九百円

4 | 平成十七年度における前項の保険料改定率は、一とする。

5 | 第三項の保険料改定率は、毎年度、当該年度の前年度の保険料改定率に次に掲げる率を乗じて得た率を基準として改定し、当該年度に属

する月の月分の保険料について適用する。

一 当該年度の初日の属する年の三年前の年の物価指数に対する当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数の比率

二 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率の三乗根となる率

イ 当該年度の初日の属する年の六年前の年の四月一日の属する年度における被用者年金被保険者等に係る標準報酬額等平均額に対する当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度における被用者年金被保険者等に係る標準報酬額等平均額の比率

ロ 当該年度の初日の属する年の六年前の年における物価指数に対する当該年度の初日の属する年の三年前の年における物価指数の比率

6 前項の規定による保険料改定率の改定の措置は、政令で定める。

第九十条 次の各号のいずれかに該当する被保険者又は被保険者であった者（次条及び第九十条の三において「被保険者等」という。）から申請があつたときは、社会保険庁長官は、その指定する期間（次条第一項の規定の適用を受ける期間又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十一条に規定する高等学校の生徒、同法第五十二条に規定する大学の学生その他の生徒若しくは学生であつて政令で定めるもの（以下「学生等」という。）である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第九十条第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第四項に規定する保険料全額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く

第九十条 次の各号のいずれかに該当する被保険者（次条第一項の規定の適用を受ける被保険者又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十一条に規定する高等学校の生徒、同法第五十二条に規定する大学の学生その他の生徒又は学生であつて政令で定めるもの（以下「学生等」という。）である被保険者を除く。）から申請があつたときは、社会保険庁長官は、申請のあつた日の属する月の前月からその指定する月までの期間に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第九十二条第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとすることができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

。) に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 五 (略)

2 4 (略)

第九十条の二 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、社会保険庁長官は、その指定する期間(前条第一項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。)に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第九十二条第一項の規定により前納されたものを除き、その半額を納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第五項に規定する保険料半額免除期間(第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。)に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 三 (略)

2 3 (略)

4 第一項の規定により納付することを要しないものとされた半額以外の半額に五円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数が生じたときは、これを十円に切り上げるものとする。

第九十条の三 次の各号のいずれかに該当する学生等である被保険者又は学生等であつた被保険者等から申請があつたときは、社会保険庁長官は、その指定する期間(学生等である期間又は学生等であつた期間に限る。)に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第九十二条

一 五 (略)

2 4 (略)

第九十条の二 次の各号のいずれかに該当する被保険者(前条第一項の規定の適用を受ける被保険者又は学生等である被保険者を除く。)から申請があつたときは、社会保険庁長官は、申請のあつた日の属する月の前月からその指定する月までの期間に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第九十二条第一項の規定により前納されたものを除き、その半額を納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第五項に規定する保険料半額免除期間(第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。)に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 三 (略)

2 3 (略)

第九十条の三 次の各号のいずれかに該当する学生等である被保険者から申請があつたときは、社会保険庁長官は、申請のあつた日の属する月の前月からその指定する月までの期間に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第九十二条第一項の規定により前納されたものを除

第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第四項に規定する保険料全額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。

一～三（略）

2・3（略）

（保険料の納付委託）

第九十二条の三（略）

2| 国民年金基金又は国民年金基金連合会が前項の委託を受けて納付事務を行う場合には、第四百四十五条第五号中「この章」とあるのは、「第九十二条の三第一項又はこの章」とするほか、この法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

3| 社会保険庁長官は、第一項第二号の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならぬ。

4・5（略）

（保険料の追納）

第九十四条（略）

2 前項の場合において、その一部につき追納をするときは、追納は、第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料につき行い、次いで第八十九条若しくは第九十条第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料又は第九十条の二第一項の規定によりその半額につき納付することを要しないものと

き、これを納付することを要しないものとすることができる。

一～三（略）

2・3（略）

（保険料の納付委託）

第九十二条の三（略）

2| 社会保険庁長官は、前項第二号の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならぬ。

3・4（略）

（保険料の追納）

第九十四条（略）

2 前項の場合において、その一部につき追納をするときは、追納は、第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料につき行い、次いで第八十九条若しくは第九十条第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料又は第九十条の二第一項の規定によりその半額につき納付することを要しないものと

された保険料につき行つものとし、これらの保険料のうちにあつては、先に経過した月の分から順次に行つものとする。ただし、第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料より前に納付義務が生じ、第八十九条若しくは第九十条第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料又は第九十条の二第一項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料があるときは、当該保険料について、先に経過した月の分の保険料から追納をすることができるものとする。

3～5 (略)

第百十一条 偽りその他不正な手段により給付を受けた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

第百十一条の二 解散した国民年金基金又は国民年金基金連合会が、正当な理由がなくて、第九十五条の二の規定による徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときは、その代表者、代理人又は使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

第百十三条 第十二条第一項の規定に違反して届出をしなかつた被保険

された保険料につき行つものとし、これらの保険料のうちにあつては、先に経過した月の分から順次に行つものとする。

3～5 (略)

第百十一条 偽りその他不正な手段により給付を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

第百十一条の二 解散した国民年金基金又は国民年金基金連合会が、正当な理由がなくて、第九十五条の二の規定による徴収金を督促状に指定する期限までに納付しないときは、その代表者、代理人又は使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第百十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

第百十三条 第十二条第一項の規定に違反して届出をしなかつた被保険

者は、三十万円以下の罰金に処する。ただし、同条第二項の規定によつて世帯主から届出がなされたとき又は同条第三項の規定によつて共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団から届出がなされたときは、この限りでない。

第百十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和三十四年法律第百四十七号）第百四十一条の規定による徴収職員^一の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者
- 二 第九十五条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百四十一条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該検査^二に關し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者

第百十三条の三 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同条の刑を科する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

者は、十万円以下の罰金に処する。ただし、同条第二項の規定によつて世帯主から届出がなされたとき又は同条第三項の規定によつて共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団から届出がなされたときは、この限りでない。

(基金の業務)

第二百二十八条 (略)

2~4 (略)

5 基金は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣の認可を受けて、その業務の一部を信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会、国民年金基金連合会、日本郵政公社その他の法人に委託することができる。

6 銀行その他の政令で定める金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の業務(第二百二十七条第一項の申出の受理に関する業務に限る。)を受託することができる。

第二百四十二条 第二百四十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の問題に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

附則

(任意加入被保険者)

第五条 (略)

2~4 (略)

5 第一項の規定による被保険者は、第九条第一号に該当するに至つた日の翌日又は次の各号のいずれかに該当するに至つた日に、被保険者

(基金の業務)

第二百二十八条 (略)

2~4 (略)

5 基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、その業務の一部を信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会その他政令で定める法人に委託することができる。

第二百四十二条 第二百四十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の問題に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

附則

(任意加入被保険者)

第五条 (略)

2~4 (略)

5 第一項の規定による被保険者は、第九条第一号に該当するに至つた日の翌日又は次の各号のいずれかに該当するに至つた日に、被保険者

の資格を喪失する。

一～三 (略)

四 第二十七条各号に掲げる月数を合算した月数が四百八十に達したとき。

6～10 (略)

第七条の三 第七条第一項第三号に該当しなかつた者が同号の規定に該当する被保険者となつたことに關する第十二条第五項から第八項までの規定による届出又は同号に該当する被保険者の配偶者が被用者年金各法の被保険者、組合員若しくは加入者の資格を喪失した後引き続き被用者年金各法の被保険者、組合員若しくは加入者となつたことに關する第二百五条第一項(同条第二項において第十二条第六項から第八項までの規定を準用する場合を含む。)の規定による届出が行われた日の属する月前の当該届出に係る第三号被保険者としての被保険者期間(当該届出が行われた日の属する月の前々月までの二年間のうちにあるものを除く。)は、第五条第二項の規定にかかわらず、保険料納付済期間に算入しない。

2 第三号被保険者又は第三号被保険者であつた者は、その者の第三号被保険者としての被保険者期間のうち、前項の規定により保険料納付済期間に算入されない期間(前条の規定により保険料納付済期間に算入されない第三号被保険者としての被保険者期間を除く。)について、前項に規定する届出を遅滞したことに對してやむを得ない事由があると認められるときは、社会保険庁長官にその旨の届出をすることができぬ。

3 前項の規定により届出が行われたときは、第一項の規定にかかわらず、当該届出が行われた日以後、当該届出に係る期間は保険料納付済

の資格を喪失する。

一～三 (略)

6～10 (略)

期間に算入する。

4 老齢基礎年金の受給権者が第二項の規定による届出を行い、前項の規定により当該届出に係る期間が保険料納付済期間に算入されたときは、当該届出のあつた日の属する月の翌月から、年金額を改定する。

5 第三項の規定により第二項の届出に係る期間が保険料納付済期間に算入された者に対する昭和六十年改正法附則第十八条の規定の適用については、同条第一項中「同日以後の国民年金の被保険者期間」とあるのは、「同日以後に保険料納付済期間に算入される期間」とする。

(日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給)

第九条の三の二 (略)

2 (略)

3 基準月(請求の日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間又は保険料半額免除期間のうち請求の日の前日までに当該期間の各月の保険料として納付された保険料に係る月のうち直近の月をいう。第八項において同じ。)が平成十七年度に属する月である場合の脱退一時金の額は、次の表の上欄に掲げる請求の日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る請求の日の前日における保険料納付済期間の月数と保険料半額免除期間の月数の二分の一に相当する月数とを合算した月数(以下この項において「対象月数」という。)に応じて、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

対象月数	金額
------	----

(日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給)

第九条の三の二 (略)

2 (略)

3 脱退一時金の額は、請求の日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る請求の日の前日における保険料納付済期間の月数と保険料半額免除期間の月数の二分の一に相当する月数とを合算した月数に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

請求の日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る請求の日の前日における保険料納付済期間の月数と保険料半額免除期間の月数の二分の一に相当する月数とを合算した月数	金額
--	----

六月以上一二月未満	四〇、七四〇円
一二月以上一八月未満	八一、四八〇円
一八月以上一四月未満	一一三、二二〇円
一四月以上一三〇月未満	一六一、九六〇円
三〇月以上三六月未満	二〇三、七〇〇円
三六月以上	二四四、四四〇円

4～7 (略)

8 基準月が平成十八年度以後の年度に属する月である場合の脱退一時金の額は、毎年度、第三項の表の下欄に定める額に当該年度に属する月分の保険料の額の平成十七年度に属する月分の保険料の額に対する比率を乗じて得た額を基準として、政令で定める。

料半額免除期間の月数の二分の一に相当する月数とを合算した月数	
六月以上一二月未満	三九、九〇〇円
一二月以上一八月未満	七九、八〇〇円
一八月以上一四月未満	一一九、七〇〇円
一四月以上一三〇月未満	一五九、六〇〇円
三〇月以上三六月未満	一九九、五〇〇円
三六月以上	二三九、四〇〇円

4～7 (略)

者」とあるのは「老齢基礎年金の受給権者（六十五歳に達している者に限る。）」「と」「障害基礎年金の受給権者」とあるのは「障害基礎年金の受給権者（六十五歳に達している者に限る。）」とする。

る者に限る。）「とする。

国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号） 抄

（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（用語の定義） 第五条（略）</p> <p>2 この法律において、「保険料納付済期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間のうち納付された保険料（第九十六条の規定により徴収された保険料を含み、第九十条の第二項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料につきその残余の額が納付又は徴収されたものを除く。以下同じ。）に係るもの、第七条第一項第二号に規定する被保険者としての被保険者期間及び同項第三号に規定する被保険者としての被保険者期間を合算した期間をいう。</p> <p>3 この法律において、「保険料免除期間」とは、保険料全額免除期間、保険料四分の三免除期間、保険料半額免除期間及び保険料四分の一免除期間を合算した期間をいう。</p> <p>4（略）</p> <p>5 この法律において、「保険料四分の三免除期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間であつて第九十条の第二項の規定によりその四分の三の額につき納付することを要しないものとされた保険料（納付することを要しないものとされた四分の三の額以外の四分の一の額につき納付されたものに限る。）に係るものうち、第九十四条第四項の規定により納付されたものとみなさ</p>	<p>（用語の定義） 第五条（略）</p> <p>2 この法律において、「保険料納付済期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間のうち納付された保険料（第九十六条の規定により徴収された保険料を含み、第九十条の第二項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料につき半額のみが納付又は徴収されたものを除く。以下同じ。）に係るもの、第七条第一項第二号に規定する被保険者としての被保険者期間及び同項第三号に規定する被保険者としての被保険者期間を合算した期間をいう。</p> <p>3 この法律において、「保険料免除期間」とは、保険料全額免除期間と保険料半額免除期間とを合算した期間をいう。</p> <p>4（略）</p>

れる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。

6 この法律において、「保険料半額免除期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間であつて第九十条の第二項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料（納付することを要しないものとされた半額以外の半額につき納付されたものに限る。）に係るもののうち、第九十四条第四項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。

7 この法律において、「保険料四分の一免除期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間であつて第九十条の第二項の規定によりその四分の一の額につき納付することを要しないものとされた保険料（納付することを要しないものとされた四分の一の額以外の四分の三の額につき納付されたものに限る。）に係るものうち、第九十四条第四項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。

8～10 (略)

(年金額)

第二十七条 老齢基礎年金の額は、七十八万九百円に改定率（次条第一項の規定により設定し、同条（第一項を除く。）から第二十七条の五までの規定により改定した率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。ただし、保険料納付済期間の月数が四百八十に満たない者に支給する場合は、当該額に、次の各号に掲げる月数を合算した月数（四百八十を限度とする。）を四百八十で除して得た数を乗じ

5 この法律において、「保険料半額免除期間」とは、第七条第一項第一号に規定する被保険者としての被保険者期間であつて第九十条の第二項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料（納付することを要しないものとされた半額以外の半額につき納付されたものに限る。）に係るものうち、第九十四条第四項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除いたものを合算した期間をいう。

6～8 (略)

(年金額)

第二十七条 老齢基礎年金の額は、七十八万九百円に改定率（次条第一項の規定により設定し、同条（第一項を除く。）から第二十七条の五までの規定により改定した率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とする。ただし、保険料納付済期間の月数が四百八十に満たない者に支給する場合は、当該額に、次の各号に掲げる月数を合算した月数（四百八十を限度とする。）を四百八十で除して得た数を乗じ

て得た額とする。

一 (略)

二 保険料四分の一免除期間の月数(四百八十から保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。)の八分の七に相当する月数

三 保険料四分の一免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の一免除期間の月数を控除して得た月数の八分の三に相当する月数

四 保険料半額免除期間の月数(四百八十から保険料納付済期間の月数及び保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。)の四分の三に相当する月数

五 保険料半額免除期間の月数から前号に規定する保険料半額免除期間の月数を控除して得た月数の四分の一に相当する月数

六 保険料四分の三免除期間の月数(四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数及び保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。)の八分の五に相当する月数

七 保険料四分の三免除期間の月数から前号に規定する保険料四分の三免除期間の月数を控除して得た月数の八分の一に相当する月数

八 保険料全額免除期間(第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。)の月数(四百八十から保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数、保険料半額免除期間の月数及び保険料四分の三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。)の二分の一に相当する月数

(支給要件)

て得た額とする。

一 (略)

二 保険料半額免除期間の月数(四百八十から保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。)の四分の三に相当する月数

三 保険料半額免除期間の月数から前号に規定する保険料半額免除期間の月数を控除して得た月数の四分の一に相当する月数

四 保険料全額免除期間(第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。)の月数(四百八十から保険料納付済期間の月数と保険料半額免除期間の月数とを合算した月数を控除して得た月数を限度とする。)の二分の一に相当する月数

(支給要件)

第五十二条の二 死亡一時金は、死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数の四分の三に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の二分の一に相当する月数及び保険料四分の三免除期間の月数の四分の一に相当する月数を合算した月数があるときに、その遺族に支給する。ただし、老齡基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けたことがある者が死亡したときは、この限りでない。

2・3 (略)

(金額)

第五十二条の四 死亡一時金の額は、死亡日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数の四分の三に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の二分の一に相当する月数及び保険料四分の三免除期間の月数の四分の一に相当する月数を合算した月数に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

<p>死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間の月数、<u>保険料四分の一免除期間の月数の四分の三に相当する月数</u>、<u>保険料半額免除期間の月数の二分の一に相当する月数及び保険料四分の三免除期間の月数の四分の一に相当する月数を合算した月数</u></p>	<p>金 額</p>
--	------------

第五十二条の二 死亡一時金は、死亡日の前日において死亡日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数と保険料半額免除期間の月数の二分の一に相当する月数とを合算した月数が三十六月以上である者が死亡した場合において、その者に遺族があるときに、その遺族に支給する。ただし、老齡基礎年金又は障害基礎年金の支給を受けたことがある者が死亡したときは、この限りでない。

2・3 (略)

(金額)

第五十二条の四 死亡一時金の額は、死亡日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間の月数と保険料半額免除期間の月数の二分の一に相当する月数とを合算した月数に応じて、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

<p>死亡日の属する月の前月までの被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間の月数と<u>保険料半額免除期間の月数の二分の一に相当する月数</u>とを合算した月数</p>	<p>金 額</p>
---	------------

(略)	(略)
-----	-----

2 (略)

(国庫負担)

第八十五条 国庫は、毎年度、国民年金事業に要する費用（次項に規定する費用を除く。以下同じ。）に充てるため、次に掲げる額を負担する。

- 一 当該年度における基礎年金（老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金をいう。以下同じ。）の給付に要する費用の総額（次号及び第三号に掲げる額を除く。以下「保険料・拠出金算定対象額」という。）から第二十七条第三号、第五号及び第七号に規定する月数を基礎として計算したものを控除して得た額に、一から各被用者年金保険者に係る第九十四条の三第一項に規定する政令で定めるところにより算定した率を合算した率を控除して得た率を乗じて得た額の二分の一に相当する額
- 二 当該年度における保険料免除期間を有する者に係る老齢基礎年金（第二十七条ただし書の規定によつてその額が計算されるものに限る。）の給付に要する費用の額に、イに掲げる数を口に掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合算額

イ 次に掲げる数を合算した数

- (1) 当該保険料四分の一免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）に八分の一を乗じて得た数

- (2) 当該保険料半額免除期間の月数（四百八十から当該保険料納

(略)	(略)
-----	-----

2 (略)

(国庫負担)

第八十五条 国庫は、毎年度、国民年金事業に要する費用（次項に規定する費用を除く。以下同じ。）に充てるため、次に掲げる額を負担する。

- 一 当該年度における基礎年金（老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金をいう。以下同じ。）の給付に要する費用の総額（次号及び第三号に掲げる額を除く。以下「保険料・拠出金算定対象額」という。）から第二十七条第三号に規定する月数を基礎として計算したものを控除して得た額に、一から各被用者年金保険者に係る第九十四条の三第一項に規定する政令で定めるところにより算定した率を合算した率を控除して得た率を乗じて得た額の二分の一に相当する額
- 二 当該年度における保険料免除期間を有する者に係る老齢基礎年金（第二十七条ただし書の規定によつてその額が計算されるものに限る。）の給付に要する費用の額に、イに掲げる数を口に掲げる数で除して得た数を乗じて得た額の合算額

イ 次に掲げる数を合算した数

- (1) 当該保険料四分の一免除期間の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）を四で除して得た数と当該保険料全額免除期間（第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。）の月数（四百八十から当該保険料納付済期間の月数と当該

付済期間の月数及び当該保険料四分の一免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。)に四分の一を乗じて得た数

(3) 当該保険料四分の三免除期間の月数(四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数及び当該保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。)に八分の三を乗じて得た数

(4) 当該保険料全額免除期間(第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るものを除く。)の月数(四百八十から当該保険料納付済期間の月数、当該保険料四分の一免除期間の月数、当該保険料半額免除期間の月数及び当該保険料四分の三免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を限度とする。)に二分の一を乗じて得た数

口 (略)

三 (略)

2 (略)

第八十七条の二 第一号被保険者(第八十九条、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされている者、第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき保険料を納付することを要しないものとされている者及び国民年金基金の加入員を除く。)は、社会保険庁長官に申し出て、その申出をした日の属する月以後の各月につき、前条第四項に定める額の保険料のほか、四百円の保険料を納付する者となることができる。

2 (略)

保険料半額免除期間の月数とを控除して得た月数を限度とする。)を二で除して得た数とを合算した数

口 (略)

三 (略)

2 (略)

第八十七条の二 第一号被保険者(第八十九条、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされている者、第九十条の二第一項の規定によりその半額につき保険料を納付することを要しないものとされている者及び国民年金基金の加入員を除く。)は、社会保険庁長官に申し出て、その申出をした日の属する月以後の各月につき、前条第四項に定める額の保険料のほか、四百円の保険料を納付する者となることができる。

2 (略)

第八十九条 被保険者（第九十条の二第一項から第三項までの規定の適用を受ける被保険者を除く。）が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、納付することを要しない。

一～三（略）

第九十条 次の各号のいずれかに該当する被保険者又は被保険者であつた者（次条及び第九十条の三において「被保険者等」という。）から申請があつたときは、社会保険庁長官は、その指定する期間（次条第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十一条に規定する高等学校の生徒、同法第五十二条に規定する大学の学生その他の生徒若しくは学生であつて政令で定めるもの（以下「学生等」という。）である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第四項に規定する保険料全額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一～五（略）

2～4（略）

第八十九条 被保険者（第九十条の二第一項の規定の適用を受ける被保険者を除く。）が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その該当するに至つた日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、納付することを要しない。

一～三（略）

第九十条 次の各号のいずれかに該当する被保険者又は被保険者であつた者（次条及び第九十条の三において「被保険者等」という。）から申請があつたときは、社会保険庁長官は、その指定する期間（次条第一項の規定の適用を受ける期間又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十一条に規定する高等学校の生徒、同法第五十二条に規定する大学の学生その他の生徒若しくは学生であつて政令で定めるもの（以下「学生等」という。）である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第四項に規定する保険料全額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一～五（略）

2～4（略）

第九十条の二 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、社会保険庁長官は、その指定する期間（前条第一項若しくは次項若しくは第三項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第九十二条第一項の規定により前納されたものを除き、その四分の三を納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第五項に規定する保険料四分の三免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。

二 前条第一項第二号から第四号までに該当するとき。

三 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、社会保険庁長官は、その指定する期間（前条第一項若しくは前項若しくは次項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第九十二条第一項の規定により前納されたものを除き、その半額を納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第六項に規定する保険料半額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又

第九十条の二 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、社会保険庁長官は、その指定する期間（前条第一項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第九十二条第一項の規定により前納されたものを除き、その半額を納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第五項に規定する保険料半額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のい

は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一〇三 (略)

3| 次の各号のいずれかに該当する被保険者等から申請があつたときは、社会保険庁長官は、その指定する期間（前条第一項若しくは前二項の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、その四分の一を納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第七項に規定する保険料四分の一免除期間（第十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一 前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。

二 前条第一項第二号から第四号までに該当するとき。

三 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

4| 前条第三項の規定は、前三項の規定による処分を受けた被保険者から当該処分の取消しの申請があつたときに準用する。

5| 第一項第一号、第二項第一号及び第三項第一号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

6| 第一項から第三項までの規定により納付することを要しないものとされたその一部の額以外の残余の額に五円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数が生じたときは、これを

れが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

一〇三 (略)

2| 前条第三項の規定は、前項の規定による処分を受けた被保険者から当該処分の取消しの申請があつたときに準用する。

3| 第一項第一号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

4| 第一項の規定により納付することを要しないものとされた半額以外の半額に五円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数が生じたときは、これを十円に切り上げるものとする

十円に切り上げるものとする。

第九十二条の四 (略)

2、3 (略)

4 被保険者が第一項の規定により、第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料を納付受託者に交付したとき(前納に係る保険料にあつては、前納に係る期間の各月が経過したとき)は、当該保険料に係る被保険者期間は、前項の規定にかかわらず、第五条第五項の規定の適用については保険料四分の三免除期間と、同条第六項の規定の適用については保険料半額免除期間と、同条第七項の規定の適用については保険料四分の一免除期間とみなす。

5・6 (略)

(保険料の前納)

第九十三条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により前納された保険料について保険料納付済期間又は保険料四分の三免除期間、保険料半額免除期間若しくは保険料四分の一免除期間を計算する場合には、前納に係る期間の各月が経過した際に、それぞれその月の保険料が納付されたものとみなす。

4 (略)

(保険料の追納)

第九十四条 被保険者又は被保険者であつた者(老齢基礎年金の受給権者を除く。)は、社会保険庁長官の承認を受け、第八十九条、第九十

第九十二条の四 (略)

2、3 (略)

4 被保険者が第一項の規定により、第九十条の二第一項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料を納付受託者に交付したとき(前納に係る保険料にあつては、前納に係る期間の各月が経過したとき)は、当該保険料に係る被保険者期間は、前項の規定にかかわらず、第五条第五項の規定の適用については保険料半額免除期間とみなす。

5・6 (略)

(保険料の前納)

第九十三条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により前納された保険料について保険料納付済期間又は保険料半額免除期間を計算する場合には、前納に係る期間の各月が経過した際に、それぞれその月の保険料が納付されたものとみなす。

4 (略)

(保険料の追納)

第九十四条 被保険者又は被保険者であつた者(老齢基礎年金の受給権者を除く。)は、社会保険庁長官の承認を受け、第八十九条、第九十

条第一項又は第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料及び第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料（承認の日の属する月前十年以内の期間に係るものに限る。）の全部又は一部につき追納をすることができる。ただし、第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料については、その残余の額につき納付されたときに限る。

2 前項の場合において、その一部につき追納をするときは、追納は、第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料につき行い、次いで第八十九条若しくは第九十条第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料又は第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料につき行うものとし、これらの保険料のうちにあつては、先に経過した月の分から順次に行うものとする。ただし、第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料より前に納付義務が生じ、第八十九条若しくは第九十条第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料又は第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料があるときは、当該保険料について、先に経過した月の分の保険料から追納をすることができるものとする。

3～5 (略)

(組織)

第一百十六条 地域型基金は、第一号被保険者（第八十九条、第九十条第

条第一項又は第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料及び第九十条の二第一項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料（承認の日の属する月前十年以内の期間に係るものに限る。）の全部又は一部につき追納をすることができる。ただし、第九十条の二第一項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料については、それ以外の半額につき納付されたときに限る。

2 前項の場合において、その一部につき追納をするときは、追納は、第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料につき行い、次いで第八十九条若しくは第九十条第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料又は第九十条の二第一項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料につき行うものとし、これらの保険料のうちにあつては、先に経過した月の分から順次に行うものとする。ただし、第九十条の三第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料より前に納付義務が生じ、第八十九条若しくは第九十条第一項の規定により納付することを要しないものとされた保険料又は第九十条の二第一項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料があるときは、当該保険料について、先に経過した月の分の保険料から追納をすることができるものとする。

3～5 (略)

(組織)

第一百十六条 地域型基金は、第一号被保険者（第八十九条、第九十条第

一項又は第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされている者、第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき保険料を納付することを要しないものとされている者及び農業者年金の被保険者を除く。次項及び第二百二十七条第一項において同じ。）であつて、基金の地区内に住所を有する者をもつて組織する。

2・3 (略)

(加入員)

第二百二十七条 (略)

2 (略)

3 加入員は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第一号又は第四号に該当するに至つたときは、その日とし、第三号に該当するに至つたときは、当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日とする。）に、加入員の資格を喪失する。

一・二 (略)

三 第八十九条、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされたとき及び第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき保険料を納付することを要しないものとされたとき。

四・五 (略)

4 (略)

附則

(日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給)

第九条の三の二 当分の間、請求の日の前日において請求の日の属する

一項又は第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされている者、第九十条の二第一項の規定によりその半額につき保険料を納付することを要しないものとされている者及び農業者年金の被保険者を除く。次項及び第二百二十七条第一項において同じ。）であつて、基金の地区内に住所を有する者をもつて組織する。

2・3 (略)

(加入員)

第二百二十七条 (略)

2 (略)

3 加入員は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日（第一号又は第四号に該当するに至つたときは、その日とし、第三号に該当するに至つたときは、当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日とする。）に、加入員の資格を喪失する。

一・二 (略)

三 第八十九条、第九十条第一項又は第九十条の三第一項の規定により保険料を納付することを要しないものとされたとき及び第九十条の二第一項の規定によりその半額につき保険料を納付することを要しないものとされたとき。

四・五 (略)

4 (略)

附則

(日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給)

第九条の三の二 当分の間、請求の日の前日において請求の日の属する

月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数の四分の三に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の二分の一に相当する月数及び保険料四分の三免除期間の月数の四分の一に相当する月数を合算した月数が六月以上である日本国籍を有しない者（被保険者でない者に限る。）であつて、第二十六条ただし書に該当するものその他これに限るものとして政令で定めるものは、脱退一時金の支給を請求することができる。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一～四（略）

2（略）

3 基準月（請求の日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間、保険料四分の一免除期間、保険料半額免除期間又は保険料四分の三免除期間のうち請求の日の前日までに当該期間の各月の保険料として納付された保険料に係る月のうち直近の月をいう。第八項において同じ。）が平成十七年度に属する月である場合の脱退一時金の額は、次の表の上欄に掲げる請求の日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る請求の日の前日における保険料納付済期間の月数、保険料四分の一免除期間の月数の四分の三に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の二分の一に相当する月数及び保険料四分の三免除期間の月数の四分の一に相当する月数を合算した月数（以下この項において「対象月数」という。）に応じて、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

（表略）

4～8（略）

月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間の月数と保険料半額免除期間の月数の二分の一に相当する月数とを合算した月数が六月以上である日本国籍を有しない者（被保険者でない者に限る。）であつて、第二十六条ただし書に該当するものその他これに限るものとして政令で定めるものは、脱退一時金の支給を請求することができる。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一～四（略）

2（略）

3 基準月（請求の日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付済期間又は保険料半額免除期間のうち請求の日の前日までに当該期間の各月の保険料として納付された保険料に係る月のうち直近の月をいう。第八項において同じ。）が平成十七年度に属する月である場合の脱退一時金の額は、次の表の上欄に掲げる請求の日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る請求の日の前日における保険料納付済期間の月数と保険料半額免除期間の月数の二分の一に相当する月数とを合算した月数（以下この項において「対象月数」という。）に応じて、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

（表略）

4～8（略）

改正案	現行
<p>（受給権者の申出による支給停止）</p> <p>第二十条の二 年金給付（この法律の他の規定又は他の法令の規定によりその全額につき支給を停止されている年金給付を除く。）は、その受給権者の申出により、その全額の支給を停止する。ただし、この法律の他の規定又は他の法令の規定によりその額の一部につき支給を停止されているときは、停止されていない部分の額の支給を停止する。</p> <p>2 前項ただし書のその額の一部につき支給を停止されている年金給付について、この法律の他の規定又は他の法令の規定による支給停止が解除されたときは、前項本文の年金給付の全額の支給を停止する。</p> <p>3 第一項の申出は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。</p> <p>4 第一項又は第二項の規定により支給を停止されている年金給付は、政令で定める法令の規定の適用については、その支給を停止されていないものとみなす。</p> <p>5 第一項の規定による支給停止の方法その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（支給停止）</p> <p>第四十一条（略）</p> <p>2 子に対する遺族基礎年金は、妻が遺族基礎年金の受給権を有すると</p>	<p>（支給停止）</p> <p>第四十一条（略）</p> <p>2 子に対する遺族基礎年金は、妻が遺族基礎年金の受給権を有すると</p>

き（妻に対する遺族基礎年金が第二十条の二第一項若しくは第二項又は次条第一項の規定によりその支給を停止されているときを除く。）
、又は生計を同じくするその子の父若しくは母があるときは、その間、その支給を停止する。

き（妻に対する遺族基礎年金が次条第一項の規定によりその支給を停止されているときを除く。）
、又は生計を同じくするその子の父若しくは母があるときは、その間、その支給を停止する。

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>目次 第二章 被保険者（第七条 第十四条の二） （被保険者に対する情報の提供） 第十四条の二 社会保険庁長官は、国民年金制度に対する国民の理解を 増進させ、及びその信頼を向上させるため、厚生労働省令で定めると ころにより、被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績及び 将来の給付に関する必要な情報を分かりやすい形で通知するものとす る。</p>	<p>目次 第二章 被保険者（第七条 第十四条）</p>

改 正 案	現 行
<p>（財政の均衡）</p> <p>第二条の三 厚生年金保険事業の財政は、長期的にその均衡が保たれたものでなければならず、著しくその均衡を失すると見込まれる場合には、速やかに所要の措置が講ぜられなければならない。</p> <p>（財政の現況及び見通しの作成）</p> <p>第二条の四 政府は、少なくとも五年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による保険給付に要する費用の額その他の厚生年金保険事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し（以下「財政の現況及び見通し」という。）を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の財政均衡期間（第三十四条第一項において「財政均衡期間」という。）は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね百年間とする。</p> <p>3 政府は、第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>（標準報酬月額）</p> <p>第二十条 標準報酬月額は、被保険者の報酬月額に基づき、次の等級区分（次項の規定により等級区分の改定が行われたときは、改定後の等</p>	<p>（標準報酬月額）</p> <p>第二十条 標準報酬月額は、被保険者の報酬月額に基づき、次の区別によつて定める。</p>

級区分) によつて定める。

(表略)

2 毎年三月三十一日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額の百分の二百に相当する額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の九月一日から、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十条第一項に規定する標準報酬月額の等級区分を参酌して、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。

(標準賞与額の決定)

第二十四条の三 社会保険庁長官は、被保険者が賞与を受けた月において、その月に当該被保険者が受けた賞与額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、その月における標準賞与額を決定する。この場合において、当該標準賞与額が百五十万円(第二十条第二項の規定による標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ。)を超えるときは、これを百五十万円とする。

2 (略)

(調整期間)

第三十四条 政府は、第二条の四第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成するに当たり、厚生年金保険事業の財政が、財政均衡期間の終了時に保険給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金(厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金並びに第八十五条の二及び第六十二条の三第一項に規定する責任準備金をいう。)を

(表略)

(標準賞与額の決定)

第二十四条の三 社会保険庁長官は、被保険者が賞与を受けた月において、その月に当該被保険者が受けた賞与額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、その月における標準賞与額を決定する。この場合において、当該標準賞与額が百五十万円を超えるときは、これを百五十万円とする。

2 (略)

(年金額の自動改定)

第三十四条 年金たる保険給付については、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。)が平成十年(この項の規定による年金たる保険給付の額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年の前年)の物価指数を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率

保有しつつ当該財政均衡期間にわたつてその均衡を保つことができな
いと見込まれる場合には、保険給付の額を調整するものとし、政令で
、保険給付の額を調整する期間（以下「調整期間」という。）の開始
年度を定めるものとする。

2 財政の現況及び見通しにおいて、前項の調整を行う必要がなくなつ
たと認められるときは、政令で、調整期間の終了年度を定めるものと
する。

3 政府は、調整期間において財政の現況及び見通しを作成するときは
、調整期間の終了年度の見通しについても作成し、併せて、これを公
表しなければならない。

（端数処理）

第三十五条 保険給付を受ける権利を裁定する場合又は保険給付の額を
改定する場合において、保険給付の額に五十円未満の端数が生じたと
きは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、
これを百円に切り上げるものとする。

2 (略)

（年金額）

第四十三条 老齢厚生年金の額は、被保険者であつた全期間の平均標準
報酬額（被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準
賞与額に、別表各号に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各
号に定める率（以下「再評価率」という。）を乗じて得た額の総額を
、当該被保険者期間の月数で除して得た額をいう。第百三十二条第二

を基準として、その翌年の四月以降の当該年金たる保険給付の額を改
定する。

2 前項の規定による年金たる保険給付の額の改定の措置は、政令で定
める。

（端数処理）

第三十五条 保険給付を受ける権利を裁定する場合又は保険給付の額を
改定する場合において、保険給付の額（第四十四条第一項、第五十条
の二第一項又は第六十二条第一項の規定により加算する額を除く。）
又は当該加算する額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り
捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り
上げるものとする。

2 (略)

（年金額）

第四十三条 老齢厚生年金の額は、被保険者であつた全期間の平均標準
報酬額（被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準
賞与額の総額を、当該被保険者期間の月数で除して得た額をいう。以
下同じ。）の千分の五・四八一に相当する額に被保険者期間の月数を
乗じて得た額とする。

項並びに附則第十七条の四及び第二十九条第三項を除き、以下同じ。

()の千分の五・四八一に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額とする。

2・3 (略)

(再評価率の改定等)

第四十三条の二 再評価率については、毎年度、第一号に掲げる率(以下「物価変動率」という。)()に第二号及び第三号に掲げる率を乗じて得た率(以下「名目手取り賃金変動率」という。)()を基準として改定し、当該年度の四月以降の保険給付について適用する。

一 当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数(総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数をいう。以下同じ。)()に対する当該年度の初日の属する年の前年の物価指数の比率

二 イに掲げる率を口に掲げる率で除して得た率の三乗根となる率

イ 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度におけるこの法律又は他の被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者(以下この号において「被用者年金被保険者等」という。)()に係る標準報酬額等平均額(各年度における標準報酬月額、等)(この法律及び他の被用者年金各法に規定する標準報酬月額、標準報酬の月額、給料の額及び標準給与の月額並びに標準賞与額、標準期末手当等の額、期末手当等の額及び標準賞与の額をいう。以下この号において同じ。)()の総額を各年度における被用者年金被保険者等の数で除して得た額を十二で除して得た額に相当する額として、被用者年金被保険者等の性別構成及び年齢別構成並びに標準報酬月額等の分布状況の変動を参酌して政令で定めるところにより算定した額をいう。以下この号において同じ。)()に對

2・3 (略)

する当該年度の前々年度における被用者年金被保険者等に係る標準報酬額等平均額の比率

- ロ 当該年度の初日の属する年の五年前の年における物価指数に対する当該年度の初日の属する年の前々年における物価指数の比率
- 三 イに掲げる率をロに掲げる率で除して得た率

イ 〇・九一〇から当該年度の初日の属する年の三年前の年の九月一日におけるこの法律の規定による保険料率（以下「保険料率」という。）の二分の一に相当する率を控除して得た率

- ロ 〇・九一〇から当該年度の初日の属する年の四年前の年の九月一日における保険料率の二分の一に相当する率を控除して得た率
- 次 各号に掲げる再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 当該年度の前年度に属する月の標準報酬月額と標準賞与額（以下「前年度の標準報酬月額等」という。）に係る再評価率 前項第三号に掲げる率（以下「可処分所得割合変化率」という。）

- 二 当該年度の前々年度又は当該年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度に属する月の標準報酬月額と標準賞与額（以下「前々年度等の標準報酬月額等」という。）に係る再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率を乗じて得た率

- 三 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合における再評価率（前項各号に掲げる再評価率を除く。）の改定については、第一項の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。ただし、物価変動率が一を上回る場合は、一を基準とする。

- 四 当該年度に属する月の標準報酬月額と標準賞与額に係る再評価率については、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の標準報酬

月額と標準賞与額に係る再評価率に可処分所得割合変化率を乗じて得た率を基準として設定する。

5 前各項の規定による再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定める。

第四十二条の三 受給権者が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度以後において適用される再評価率（以下「基準年度以後再評価率」という。）の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率を基準とする。

2 前年度の標準報酬月額等及び前々年度等の標準報酬月額等に係る基準年度以後再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、前条第二項各号の規定を適用する。

3 次の各号に掲げる場合における基準年度以後再評価率（前項に規定する基準年度以後再評価率を除く。）の改定については、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一以上となるとき 名目手取り賃金変動率

二 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一を下回るとき 一

4 前三項の規定による基準年度以後再評価率の改定の措置は、政令で定める。

（調整期間における再評価率の改定等の特例）

第四十二条の四 調整期間における再評価率の改定については、前二条の規定にかかわらず、名目手取り賃金変動率に第一号及び第二号に掲げる率を乗じて得た率を基準とする。ただし、当該基準による改定に

より当該年度の再評価率（次項各号に掲げる再評価率を除く。以下この項において同じ。）が当該年度の前年度の再評価率を下回ることとなるときは、一を基準とする。

一 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における公的年金各法の被保険者等（この法律若しくは他の被用者年金各法又は国民年金法の被保険者、組合員又は加入者をいう。）の総数として政令で定めるところにより算定した数（以下「公的年金被保険者等総数」という。）に対する当該年度の前々年度における公的年金被保険者等総数の比率の三乗根となる率

二 〇・九九七

2 | 調整期間における次の各号に掲げる再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一 前年度の標準報酬月額等に係る再評価率 可処分所得割合変化率に前項各号に掲げる率を乗じて得た率（同項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）

二 前々年度等の標準報酬月額等に係る再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率及び前項各号に掲げる率を乗じて得た率（同項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率）

3 | 調整期間における当該年度に属する月の標準報酬月額と標準賞与額に係る再評価率の設定については、第四十三条の二第四項の規定にかかわらず、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の標準報酬月額と標準賞与額に係る再評価率に、可処分所得割合変化率及び第一項各号に掲げる率を乗じて得た率を基準とする。ただし、同項ただし

書の規定による改定が行われる場合は、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率を基準とする。

4 次の各号に掲げる場合の調整期間における再評価率の改定又は設定については、前三項の規定にかかわらず、当該各号に定める規定を適用する。

一 名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、第一項第一号に掲げる率に同項第二号に掲げる率を乗じて得た率（以下「調整率」という。）が一を上回るとき 第四十三条の二第一項、第二項及び第四項

二 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となるとき 第四十三条の二第一項、第二項及び第四項

三 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るとき 第四十三条の二第二項から第四項まで

5 前各項の規定による再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定める。

第四十三条の五 調整期間における基準年度以後再評価率の改定については、前条の規定にかかわらず、物価変動率に調整率を乗じて得た率を基準とする。ただし、当該基準による改定により当該年度の基準年度以後再評価率（次項各号に掲げる基準年度以後再評価率を除く。）が当該年度の前年度の基準年度以後再評価率（当該年度が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度である場合にあつては、再評価率とする。第三項第一号にお

いて同じ。)を下回るときは、一を基準とする。

2| 調整期間における次の各号に掲げる基準年度以後再評価率の改定については、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める率を基準とする。

一| 前年度の標準報酬月額等に係る基準年度以後再評価率 可処分所得割合変化率に調整率を乗じて得た率(前項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率)

二| 前々年度等の標準報酬月額等に係る基準年度以後再評価率 物価変動率に可処分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た率(前項ただし書の規定による改定が行われる場合にあつては、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率)

3| 調整期間における当該年度に属する月の標準報酬月額と標準賞与額に係る基準年度以後再評価率の設定については、前条第三項の規定にかかわらず、当該年度の前年度におけるその年度に属する月の標準報酬月額と標準賞与額に係る基準年度以後再評価率(当該年度が六十五歳に達した日の属する年度の初日の属する年の三年後の年の四月一日の属する年度である場合にあつては、再評価率)に、可処分所得割合変化率及び調整率を乗じて得た率を基準とする。ただし、第一項ただし書の規定による改定が行われる場合は、当該乗じて得た率に、一を同項本文に規定する率で除して得た率を乗じて得た率を基準とする。

4| 次の各号に掲げる場合の調整期間における基準年度以後再評価率の改定又は設定については、前三項の規定にかかわらず、当該各号に定める規定を適用する。

一| 物価変動率が一を下回るとき 第四十三条の二第四項並びに第四

十三条の三第一項及び第二項

二 物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となり、かつ、調整率が一を上回るとき（前号に掲げる場合を除く。） 第四十三条の二第二項並びに第四十三条の三第一項及び第二項

三 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一を上回るとき 第四十三条の二第一項、第二項及び第四項

四 物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が一以上となり、かつ、調整率が一以下となるとき 前条第一項から第三項まで

五 物価変動率が一を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が一回るとき 第四十三条の二第二項、第三項ただし書及び第四項

5 前各項の規定による基準年度以後再評価率の改定又は設定の措置は、政令で定める。

（加給年金額）

第四十四条 （略）

2 前項に規定する加給年金額は、同項に規定する配偶者については二十二万四千七百円に国民年金法第二十七条に規定する改定率であつて同法第二十七条の三及び第二十七条の五の規定の適用がないものとして改定したものを（以下この章において「改定率」という。）を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）とし、同項に規定する子については一人につき七万四千九百円に改定率を乗じて得た額（そのうち二人までについては、それぞれ二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額とし、それらの

第四十四条 （略）

2 前項に規定する加給年金額は、同項に規定する配偶者については二十三万四千四百円とし、同項に規定する子については一人につき七万七千四百円（そのうち二人までについては、それぞれ二十三万四千四百円）とする。

額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。
一)とする。

3～5 (略)

(厚生年金基金に関連する特例)

第四十四条の二 被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である者に支給する老齢厚生年金については、第四十三条第一項に規定する額は、同項に定める額から当該厚生年金基金の加入員であつた期間に係る第百三十二条第二項に規定する額(その額が第四十三条第一項に定める額を上回るときは、同項に定める額)を控除した額とする。

2 (略)

3 前項第一号に規定する場合において、当該厚生年金基金の加入員又は加入員であつた者が老齢厚生年金の受給権者であるときは、第一項の規定にかかわらず、当該老齢厚生年金の額は当該厚生年金基金の加入員であつた期間(厚生年金基金連合会がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間を除く。)が厚生年金基金の加入員であつた期間でないものとして同項の規定の例により計算した額とするものとし、当該厚生年金基金が解散又は消滅した月の翌月から、当該老齢厚生年金の額を改定する。

4 厚生年金基金連合会が解散した場合において、当該厚生年金基金連合会が年金たる給付の支給に関する義務を負っている者が老齢厚生年金の受給権者であるときは、第一項の規定にかかわらず、当該老齢厚生年金の額は当該義務に係る年金たる給付の額の計算の基礎となる厚

3～5 (略)

(厚生年金基金に関連する特例)

第四十四条の二 被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であつた期間である者に支給する老齢厚生年金については、厚生年金基金の加入員であつた期間は、第四十三条第一項に規定する額については、その計算の基礎としない。

2 (略)

3 前項第一号に規定する場合において、当該厚生年金基金の加入員又は加入員であつた者が老齢厚生年金の受給権者であるときは、第一項の規定にかかわらず、当該厚生年金基金の加入員であつた期間(厚生年金基金連合会がその支給に関する義務を承継している年金たる給付の額の計算の基礎となる加入員であつた期間を除く。)をその額の計算の基礎とするものとし、当該厚生年金基金が解散又は消滅した月の翌月から、当該老齢厚生年金の額を改定する。

4 厚生年金基金連合会が解散した場合において、当該厚生年金基金連合会が年金たる給付の支給に関する義務を負っている者が老齢厚生年金の受給権者であるときは、第一項の規定にかかわらず、当該義務に係る年金たる給付の額の計算の基礎となる厚生年金基金の加入員であ

生年金基金の加入員であつた期間が厚生年金基金の加入員であつた期間でないものとして同項の規定の例により計算した額とするものとし、当該厚生年金基金連合会が解散した月の翌月から、当該老齢厚生年金の額を改定する。

(障害厚生年金の額)

第五十条 (略)

2 (略)

3 障害の程度が障害等級の三級に該当する者に支給する障害厚生年金の額が国民年金法第三十二条第一項に規定する障害基礎年金の額に四分の三を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)に満たないときは、第一項の規定にかかわらず、当該額を同項に定める額とする。

4 (略)

第五十条の二 障害の程度が障害等級の一級又は二級に該当する者に支給する障害厚生年金の額は、受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者があるときは、前条の規定にかかわらず、同条に定める額に加給年金額を加算した額とする。

2 前項に規定する加給年金額は、二十二万四千七百円に改定率を乗じて得た額(その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)とする。

3 (略)

つた期間をその額の計算の基礎とするものとし、当該厚生年金基金連合会が解散した月の翌月から、当該老齢厚生年金の額を改定する。

(障害厚生年金の額)

第五十条 (略)

2 (略)

3 障害の程度が障害等級の三級に該当する者に支給する障害厚生年金の額が六十万三千二百円に満たないときは、第一項の規定にかかわらず、その額を六十万三千二百円とする。

4 (略)

第五十条の二 障害の程度が障害等級の一級又は二級に該当する者に支給する障害厚生年金の額は、受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していたその者の六十五歳未満の配偶者があるときは、前条の規定にかかわらず、同条に定める額に加給年金額を加算した額とする。

2 前項に規定する加給年金額は、二十三万四千四百円とする。

3 (略)

(障害手当金の額)

第五十七条 障害手当金の額は、第五十条第一項の規定の例により計算した額の百分の二百に相当する額とする。ただし、その額が同条第三項に定める額に二を乗じて得た額に満たないときは、当該額とする。

第六十二条 遺族厚生年金(第五十八条第一項第四号に該当することに
より支給されるものであつて、その額の計算の基礎となる被保険者期
間の月数が二百四十未満であるものを除く。)の受給権者である妻で
あつてその権利を取得した当時三十五歳以上六十五歳未満であつたも
の又は三十五歳に達した当時当該被保険者若しくは被保険者であつた
者の子で国民年金法第三十七条の二第一項に規定する要件に該当する
もの(当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡後に同法第三十九
条第三項第二号から第八号までのいずれかに該当したことがあるものを
除く。)と生計を同じくしていたものが四十歳以上六十五歳未満で
あるときは、第六十条の遺族厚生年金の額に同法第三十八条に規定す
る遺族基礎年金の額に四分の三を乗じて得た額(その額に五十円未満
の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数
が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。)を加算する。

2 (略)

(基本方針)

第七十九条の四 (略)

2・3 (略)

4 第二項第二号に掲げる事項は、財政の現況及び見通しを勘案し、か

(障害手当金の額)

第五十七条 障害手当金の額は、第五十条第一項の規定の例により計算した額の百分の二百に相当する額とする。ただし、その額が百二十万六千四百円に満たないときは、百二十万六千四百円とする。

第六十二条 遺族厚生年金(第五十八条第一項第四号に該当することに
より支給されるものであつて、その額の計算の基礎となる被保険者期
間の月数が二百四十未満であるものを除く。)の受給権者である妻で
あつてその権利を取得した当時三十五歳以上六十五歳未満であつたも
の又は三十五歳に達した当時当該被保険者若しくは被保険者であつた
者の子で国民年金法第三十七条の二第一項に規定する要件に該当する
もの(当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡後に同法第三十九
条第三項第二号から第八号までのいずれかに該当したことがあるものを
除く。)と生計を同じくしていたものが四十歳以上六十五歳未満で
あるときは、第六十条の遺族厚生年金の額に六十万三千二百円を加算
する。

2 (略)

(基本方針)

第七十九条の四 (略)

2・3 (略)

4 第二項第二号に掲げる事項は、第八十一条第四項に規定する保険給

つ、積立金の運用収入の変動の可能性に留意したものでなければなら
ない。

5) 9 (略)

(国庫負担)

第八十条 国庫は、毎年度、厚生年金保険の管掌者たる政府が国民年金
法第九十四条の二第一項の規定により負担する基礎年金拠出金（以下
単に「基礎年金拠出金」という。）の額の二分の一に相当する額を負
担する。

2 (略)

(保険料)

第八十一条 政府は、厚生年金保険事業に要する費用（基礎年金拠出金
を含む。）に充てるため、保険料を徴収する。

2 保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収する
ものとする。

3 保険料額は、標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ保険料率を乗
じて得た額とする。

4 保険料率は、次の表の上欄に掲げる月分の保険料について、それぞ
れ同表の下欄に定める率（厚生年金基金の加入員である被保険者にあ
つては、当該率から第八十一条の三第一項に規定する免除保険料率を

付に要する費用の予想額及び予定運用収入の額を勘案し、かつ、積立
金の運用収入の変動の可能性に留意したものでなければならぬ。

5) 9 (略)

(国庫負担)

第八十条 国庫は、毎年度、厚生年金保険の管掌者たる政府が国民年金
法第九十四条の二第一項の規定により負担する基礎年金拠出金（以下
単に「基礎年金拠出金」という。）の額の三分の一に相当する額を負
担する。

2 (略)

(保険料)

第八十一条 政府は、厚生年金保険事業に要する費用（基礎年金拠出金
を含む。）に充てるため、保険料を徴収する。

2 保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収する
ものとする。

3 保険料額は、標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ保険料率を乗
じて得た額とする。

4 保険料率は、保険給付に要する費用（基礎年金拠出金を含む。）の
予想額並びに予定運用収入及び国庫負担の額に照らし、将来にわたつ
て、財政の均衡を保つことができるものでなければならず、かつ、少
なくとも五年ごとに、この基準に従つて再計算されるべきものとする
。

5 保険料率は、当分の間、千分の百三十五・八（厚生年金基金の加入
員である被保険者にあつては、千分の百三十五・八から第八十一条の
三第一項に規定する免除保険料率を控除して得た率）とする。

控除して得た率)とする。

平成十六年十月から平成十七年八月までの月分	千分の百三十九・三四
平成十七年九月から平成十八年八月までの月分	千分の百四十二・八八
平成十八年九月から平成十九年八月までの月分	千分の百四十六・四二
平成十九年九月から平成二十年八月までの月分	千分の百四十九・九六
平成二十年九月から平成二十一年八月までの月分	千分の百五十三・五〇
平成二十一年九月から平成二十二年八月までの月分	千分の百五十七・〇四
平成二十二年九月から平成二十三年八月までの月分	千分の百六十・五八
平成二十三年九月から平成二十四年八月までの月分	千分の百六十四・一二

平成二十四年九月から平成二十五年八月までの月分	千分の百六十七・ 六六
平成二十五年九月から平成二十六年八月までの月分	千分の百七十一・ 二〇
平成二十六年九月から平成二十七年八月までの月分	千分の百七十四・ 七四
平成二十七年九月から平成二十八年八月までの月分	千分の百七十八・ 二八
平成二十八年九月から平成二十九年八月までの月分	千分の百八十一・ 八二
平成二十九年九月以後の月分	千分の百八十三・ 〇〇

(保険料等の督促及び滞納処分)

第八十六条 (略)

2 (略)

3 前項の規定による督促状は、納付義務者が、健康保険法第八十条の規定によつて督促を受ける者であるときは、同法同条の規定による

6 前項の保険料率は、その率が第四項の基準に適合するに至るまでの間、段階的に引き上げられるべきものとする。

(保険料等の督促及び滞納処分)

第八十六条 (略)

2 (略)

3 前項の規定による督促状は、納付義務者が、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十条の規定によつて督促を受ける者であると

督促状に併記して、発することができる。

4 6 (略)

(報告)

第百条の三 年金保険者たる共済組合等(国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。)は、厚生労働省令で定めるところにより、当該年金保険者たる共済組合等を所管する大臣を経由して、第四十三条の二第一項第二号イに規定する標準報酬額等平均額の算定のために必要な事項として厚生労働省令で定める事項について厚生労働大臣に報告を行うものとする。

2 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、前項に規定する標準報酬額等平均額その他これに関連する事項で厚生労働省令で定めるものについて、年金保険者たる共済組合等を所管する大臣に報告を行うものとする。

(経過措置)

第百条の四 (略)

第百三十二条 (略)

2 基金が支給する老齢年金給付であつて、老齢厚生年金の受給権者に支給するものの額は、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となつた被保険者であつた期間のうち同時に当該基金の加入員であつた期間(以下この項及び附則第十七条の四において「加入員たる被保険者であつた期間」という。)の平均標準報酬額(加入員たる被保険者であつた

きは、同法同条の規定による督促状に併記して、発することができる。

4 6 (略)

(経過措置)

第百条の三 (略)

第百三十二条 (略)

2 基金が支給する老齢年金給付であつて、老齢厚生年金の受給権者に支給するものの額は、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となつた被保険者であつた期間のうち同時に当該基金の加入員であつた期間(以下この項において「加入員たる被保険者であつた期間」という。)の平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する額に加入員たる被保険

期間の各月の標準報酬月額と標準賞与額の総額を、当該加入員たる被保険者であつた期間の月数で除して得た額をいう。）の千分の五・四八に相当する額に加入員たる被保険者であつた期間に係る被保険者期間の月数を乗じて得た額を超えるものでなければならぬ。

3 (略)

附則

(老齢厚生年金の支給の繰上げ)

第七条の三 (略)

2~5 (略)

6 第三項の規定による老齢厚生年金の額について、第四十四条及び第四十四条の二の規定を適用する場合には、第四十四条第一項中「受給権者がその権利を取得した当時(その権利を取得した当時」とあるのは「附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達した当時(六十五歳に達した当時」と、「前条第三項」とあるのは「前条第三項又は附則第七条の三第五項」と、「前条の規定にかかわらず、同条に定める額に加給年金額を加算した額とする」とあるのは「前条第二項及び第三項並びに附則第七条の三第四項及び第五項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に加給年金額を加算するものとし、六十五歳に達した日の属する月の翌月又は前条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた月から、年金の額を改定する」と、同条第三項中「受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達した当時」と、第四十四条の二第一項中「第四十三条第一項」とあるのは「附則第七条の三第四項」と、「第百

者であつた期間に係る被保険者期間の月数を乗じて得た額を超えるものでなければならぬ。

3 (略)

附則

(老齢厚生年金の支給の繰上げ)

第七条の三 (略)

2~5 (略)

6 第三項の規定による老齢厚生年金の額について、第四十四条及び第四十四条の二の規定を適用する場合には、第四十四条第一項中「受給権者がその権利を取得した当時(その権利を取得した当時」とあるのは「附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達した当時(六十五歳に達した当時」と、「前条第三項」とあるのは「前条第三項又は附則第七条の三第五項」と、「前条の規定にかかわらず、同条に定める額に加給年金額を加算した額とする」とあるのは「前条第二項及び第三項並びに附則第七条の三第四項及び第五項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に加給年金額を加算するものとし、六十五歳に達した日の属する月の翌月又は前条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた月から、年金の額を改定する」と、同条第三項中「受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達した当時」と、第四十四条の二第一項中「第四十三条第一項」とあるのは「附則第七条の三第四項」とする。

三十二条第二項」とあるのは「附則第七条の六第一項の規定により読み替えられた第百三十二条第二項」とする。

（繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者に基金及び連合会が支給する老齢年金給付の特例）

第七条の六 附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する老齢年金給付については、第百三十一条第一項第二号中「第四十三条第三項」とあるのは「第四十三条第三項又は附則第七条の三第五項」と、第百三十二条第二項中「加入員であつた期間（）」とあるのは「加入員であつた期間（当該受給権者がその権利を取得した月以後における当該基金の加入員であつた期間（以下この項において「改定対象期間」という。）を除く。」と、「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額から政令で定める額を減じた額（改定対象期間を基礎として政令の定めるところにより計算した額を含む。）」と、第百三十三条第一項中「前条第二項」とあるのは「附則第七条の六第一項において読み替えられた前条第二項」とする。

2 6 （略）

第九条の二（略）

2 前項の請求があつたときは、当該請求に係る老齢厚生年金の額は、第四十三条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とするものとし、当該請求があつた月の翌月から、年金の額を改定する。

一 千六百二十八円に国民年金法第二十七条に規定する改定率（以下「改定率」という。）を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生

（繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者に基金及び連合会が支給する老齢年金給付の特例）

第七条の六 附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する老齢年金給付については、第百三十一条第一項第二号中「第四十三条第三項」とあるのは「第四十三条第三項又は附則第七条の三第五項」と、第百三十二条第二項中「加入員であつた期間（）」とあるのは「加入員であつた期間（当該受給権者がその権利を取得した月以後における当該基金の加入員であつた期間（以下この項において「改定対象期間」という。）を除く。」と、「得た額」とあるのは「得た額から政令で定める額を減じた額（改定対象期間を基礎として政令の定めるところにより計算した額を含む。）」と、第百三十三条第一項中「前条第二項」とあるのは「附則第七条の六第一項において読み替えられた前条第二項」とする。

2 6 （略）

第九条の二（略）

2 前項の請求があつたときは、当該請求に係る老齢厚生年金の額は、第四十三条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とするものとし、当該請求があつた月の翌月から、年金の額を改定する。

一 千六百七十六円に被保険者期間の月数（当該月数が四百四十四を超えるときは、四百四十四とする。）を乗じて得た額

じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）に被保険者期間の月数（当該月数が四百四十四を超えるときは、四百四十四とする。）を乗じて得た額

二（略）

3 第四十四条及び第四十四条の二の規定は、前項の規定により老齢厚生年金の額を改定する場合に準用する。この場合において、第四十四条第一項中「受給権者がその権利を取得した当時（その権利を取得した当時」とあるのは「附則第九条の二第一項の請求があつた当時（当該請求があつた当時」と、「前条の規定」とあるのは「附則第九条及び第九条の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第九条の二第一項の請求があつた当時」と、第四十四条の二第一項中「第四十三条第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の二第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「第三百三十二条第二項」とあるのは「第三百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第二条の規定による改正前の第三百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第三百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項又は平成十二年改正法附則第二十

二（略）

3 第四十四条及び第四十四条の二の規定は、前項の規定により老齢厚生年金の額を改定する場合に準用する。この場合において、第四十四条第一項中「受給権者がその権利を取得した当時（その権利を取得した当時」とあるのは「附則第九条の二第一項の請求があつた当時（当該請求があつた当時」と、「前条の規定」とあるのは「附則第九条及び第九条の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第九条の二第一項の請求があつた当時」と、第四十四条の二第一項中「第四十三条第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の二第二項第二号に規定する額」と読み替えるものとする。

三條第一項若しくは第二十四條第一項」と、「第四十三條第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

4 (略)

第九條の三 (略)

2 第四十四條及び第四十四條の二の規定は、附則第八條の規定による老齡厚生年金の額について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、第四十四條第一項中「当時(その権利を取得した当時、当該老齡厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、前條第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）」とあるのは「当時」と、「前條の規定」とあるのは「附則第九條の三第一項においてその例によるものとされた附則第九條の二第二項の規定」と、「同條」とあるのは「同項」と、第四十四條の二第一項中「第四十三條第一項に規定する額」とあるのは「附則第九條の二第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額(以下この條において「報酬比例部分の額」という。）」から」と、

「第百三十二條第二項」とあるのは「第百三十一條第二項、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。)(附則第八十二條第一項若しくは第八十三條の二、昭和六十年改正法附則第八十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第二條の規定による改正前の第百三十二條第二項、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。)(附則第九條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年

4 (略)

第九條の三 (略)

2 第四十四條及び第四十四條の二の規定は、附則第八條の規定による老齡厚生年金の額について前項の規定を適用する場合に準用する。この場合において、第四十四條第一項中「当時(その権利を取得した当時、当該老齡厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、前條第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）」とあるのは「当時」と、「前條の規定」とあるのは「附則第九條の三第一項においてその例によるものとされた附則第九條の二第二項の規定」と、「同條」とあるのは「同項」と、第四十四條の二第一項中「第四十三條第一項に規定する額」とあるのは「附則第九條の二第二項第二号に規定する額」と読み替えるものとする。

改正法第四条の規定による改正前の第三百二十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項又は平成十二年改正法附則第二十二條第一項若しくは第二十四条第一項」と、「第四十三條第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

3 (略)

4 第四十四条及び第四十四条の二の規定は、前項の規定により老齢厚生年金の額を改定する場合に準用する。この場合において、第四十四条第一項中「受給権者がその権利を取得した当時（その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、前条の規定第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）

」とあるのは「附則第九条の三第三項の規定による老齢厚生年金の額の改定に係る被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過した当時」と、「前条の規定」とあるのは「附則第九条の三第三項においてその例によるものとされた附則第九条の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは「同項」と、同条第三項中「受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第九条の三第三項の規定による老齢厚生年金の額の改定に係る被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過した当時」と、第四十四条の二第一項中「第四十三條第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の二第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「第三百

三十二條第二項」とあるのは「第三百三十二條第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年

3 (略)

4 第四十四条及び第四十四条の二の規定は、前項の規定により老齢厚生年金の額を改定する場合に準用する。この場合において、第四十四条第一項中「受給権者がその権利を取得した当時（その権利を取得した当時、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が二百四十未満であつたときは、前条の規定第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）

」とあるのは「附則第九条の三第三項の規定による老齢厚生年金の額の改定に係る被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過した当時」と、「前条の規定」とあるのは「附則第九条の三第三項においてその例によるものとされた附則第九条の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは「同項」と、同条第三項中「受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第九条の三第三項の規定による老齢厚生年金の額の改定に係る被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過した当時」と、第四十四条の二第一項中「第四十三條第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の二第二項第二号に規定する額」と読み替えるものとする。

改正法」という。）附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項又は平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

5 (略)

第九条の四 (略)

2 (略)

3 第四十四条及び第四十四条の二の規定は、附則第八条の規定による老齢厚生年金の額について第一項の規定を適用する場合に準用する。

この場合において、第四十四条第一項中「前条の規定」とあるのは「附則第九条及び第九条の四第一項においてその例によるものとされた附則第九条の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、第四十四条の二第一項中「第四十三条第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の二第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「第百三十二条第二項」とあるのは「第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法

5 (略)

第九条の四 (略)

2 (略)

3 第四十四条及び第四十四条の二の規定は、附則第八条の規定による老齢厚生年金の額について第一項の規定を適用する場合に準用する。

この場合において、第四十四条第一項中「前条の規定」とあるのは「附則第九条及び第九条の四第一項においてその例によるものとされた附則第九条の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、第四十四条の二第一項中「第四十三条第一項に規定する額」とあるのは「附則第九条の二第二項第二号に規定する額」と読み替えるものとする。

律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。

）附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第三百二十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第三百二十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項又は平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「第四十三條第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

4 (略)

5 第四十四条及び第四十四条の二の規定は、前項の規定により老齢厚生年金の額を改定する場合に準用する。この場合において、第四十四条第一項中「受給権者がその権利を取得した当時（その権利を取得した当時」とあるのは「附則第九条の四第四項の規定による老齢厚生年金の額に係る被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過した当時（当該一月を経過した当時」と、「前条の規定」とあるのは「附則第九条及び附則第九条の四第四項においてその例によるものとされた附則第九条の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第九条の四第四項の規定による老齢厚生年金の額の改定に係る被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過した当時」と、第四十四条の二第一項中「第四十三条第一項に規定す

4 (略)

5 第四十四条及び第四十四条の二の規定は、前項の規定により老齢厚生年金の額を改定する場合に準用する。この場合において、第四十四条第一項中「受給権者がその権利を取得した当時（その権利を取得した当時」とあるのは「附則第九条の四第四項の規定による老齢厚生年金の額に係る被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過した当時（当該一月を経過した当時」と、「前条の規定」とあるのは「附則第九条及び附則第九条の四第四項においてその例によるものとされた附則第九条の二第二項の規定」と、「同条」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第九条の四第四項の規定による老齢厚生年金の額の改定に係る被保険者の資格を喪失した日から起算して一月を経過した当時」と、第四十四条の二第一項中「第四十三条第一項に規定す

る額」とあるのは「附則第九条の二第二項第二号に規定する額」と、「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「第百三十二条第二項」とあるのは「第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項又は平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項」と、「第四十三条第一項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

6 (略)

(老齢厚生年金の支給の繰上げの特例)

第十三条の四 (略)

2~6 (略)

7 第三項の規定による老齢厚生年金の額について、第四十四条及び第四十四条の二の規定を適用する場合には、第四十四条第一項中「受給権者がその権利を取得した当時（その権利を取得した当時」とあるのは「附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が

る額」とあるのは「附則第九条の二第二項第二号に規定する額」と読み替えるものとする。

6 (略)

(老齢厚生年金の支給の繰上げの特例)

第十三条の四 (略)

2~6 (略)

7 第三項の規定による老齢厚生年金の額について、第四十四条及び第四十四条の二の規定を適用する場合には、第四十四条第一項中「受給権者がその権利を取得した当時（その権利を取得した当時」とあるのは「附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が

六十五歳（その者が附則第十三条の五第一項に規定する繰上げ調整額（以下この項において「繰上げ調整額」という。）が加算されている老齢厚生年金の受給権者であるときは、附則第八条の二各項の表の下欄に掲げる年齢（以下この項において「特例支給開始年齢」という。）とする。第三項において同じ。）に達した当時（六十五歳（その者が繰上げ調整額が加算されている老齢厚生年金の受給権者であるときは、特例支給開始年齢）に達した当時」と、「前条第三項」とあるのは「前条第三項又は附則第十三条の四第六項（その者が繰上げ調整額が加算されている老齢厚生年金の受給権者であるときは、前条第三項又は附則第十三条の四第五項若しくは第六項）」と、「前条の規定にかかわらず、同条に定める額に加給年金額を加算した額とする」とあるのは「前条第二項及び第三項並びに附則第十三条の四第四項から第六項までの規定にかかわらず、これらの規定に定める額に加給年金額を加算するものとし、六十五歳（その者が繰上げ調整額が加算されている老齢厚生年金の受給権者であるときは、特例支給開始年齢）に達した日の属する月の翌月又は前条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた月から、年金の額を改定する」と、同条第三項中「受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達した当時」と、第四十四条の二第一項中「第四十三条第一項」とあるのは「附則第十三条の四第四項」と、「第百三十二条第二項」とあるのは「附則第十三条の七第一項の規定により読み替えられた第百三十二条第二項」とする。

8・9（略）

第十三条の七 附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受

六十五歳（その者が附則第十三条の五第一項に規定する繰上げ調整額（以下この項において「繰上げ調整額」という。）が加算されている老齢厚生年金の受給権者であるときは、附則第八条の二各項の表の下欄に掲げる年齢（以下この項において「特例支給開始年齢」という。）とする。第三項において同じ。）に達した当時（六十五歳（その者が繰上げ調整額が加算されている老齢厚生年金の受給権者であるときは、特例支給開始年齢）に達した当時」と、「前条第三項」とあるのは「前条第三項又は附則第十三条の四第六項（その者が繰上げ調整額が加算されている老齢厚生年金の受給権者であるときは、前条第三項又は附則第十三条の四第五項若しくは第六項）」と、「前条の規定にかかわらず、同条に定める額に加給年金額を加算した額とする」とあるのは「前条第二項及び第三項並びに附則第十三条の四第四項から第六項までの規定にかかわらず、これらの規定に定める額に加給年金額を加算するものとし、六十五歳（その者が繰上げ調整額が加算されている老齢厚生年金の受給権者であるときは、特例支給開始年齢）に達した日の属する月の翌月又は前条第三項の規定により当該月数が二百四十以上となるに至つた月から、年金の額を改定する」と、同条第三項中「受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達した当時」と、第四十四条の二第一項中「第四十三条第一項」とあるのは「附則第十三条の四第四項」とする。

8・9（略）

第十三条の七 附則第十三条の四第三項の規定による老齢厚生年金の受

給権者に基金が支給する老齢年金給付については、第三百三十一条第一項第二号中「第四十三条第三項」とあるのは「第四十三条第三項又は附則第十三条の四五項若しくは第六項」と、第三百三十二条第二項中「加入員であつた期間」とあるのは「加入員であつた期間（当該受給権者がその権利を取得した月以後における当該基金の加入員であつた期間（以下この項において「改定対象期間」という。）を除く。」と、「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額から政令で定める額を減じた額（改定対象期間を基礎として政令の定めるところにより計算した額を含む。）」と、第三百三十三条第一項中「前条第二項」とあるのは「附則第十三条の七第一項において読み替えられた前条第二項」とする。

2} 6 (略)

(平均標準報酬月額額の改定)

第十七条の二 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）第六条の規定による改正前の第四十三条第一項（以下この条において「改正前の第四十三条第一項」という。）に規定する平均標準報酬月額額の計算の基礎となる標準報酬月額については、平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項の規定にかかわらず、被保険者であつた期間の各月の標準報酬月額に再評価率を乗じて得た額とする。ただし、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第七十八条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第七十条第一項、昭和六十年改正法附則第八十二条第一項、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなお

給権者に基金が支給する老齢年金給付については、第三百三十一条第一項第二号中「第四十三条第三項」とあるのは「第四十三条第三項又は附則第十三条の四五項若しくは第六項」と、第三百三十二条第二項中「加入員であつた期間」とあるのは「加入員であつた期間（当該受給権者がその権利を取得した月以後における当該基金の加入員であつた期間（以下この項において「改定対象期間」という。）を除く。」と、「得た額」とあるのは「得た額から政令で定める額を減じた額（改定対象期間を基礎として政令の定めるところにより計算した額を含む。）」と、第三百三十三条第一項中「前条第二項」とあるのは「附則第十三条の七第一項において読み替えられた前条第二項」とする。

2} 6 (略)

(平均標準報酬額等の改定)

第十七条の二 平均標準報酬額及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）第六条の規定による改正前の第四十三条第一項（以下この条において「改正前の第四十三条第一項」という。）に規定する平均標準報酬月額額の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額については、第四十三条第一項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項の規定にかかわらず、被保険者であつた期間の各月の標準報酬月額及び標準賞与額に、附則別表第一の各号に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。ただし、第三百三十二条第二項、附則第二十九条第三項、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第七十八条第一項の規定により

その効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第百三十二条第二項、平成十二年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第百三十二条第二項及び平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項並びに平成十二年改正法附則第二十三条第一項の規定を適用する場合においては、この限りでない。

2 昭和六十年改正法附則第四十七条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされた昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法による船員保険の被保険者であった期間（以下この項において「船員保険の被保険者であった期間」という。）の平均標準報酬月額額の計算の基礎となる標準報酬月額については、前項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項の規定にかかわらず、船員保険の被保険者であった期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第一の各号に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

3 昭和六十年九月以前の期間に属する旧適用法人共済組合員期間（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三条第八号に規定する旧適用法人共済組合員期間をいう。以下この項において同じ。）の平均標準報酬月額額の計算の基礎となる標準報酬月額については、第一項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項の規定にかかわらず、当該旧適用法人共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額とする。ただし、国家公務員等共済組合法等の一部を改

なお従前の例によるものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第七十条第一項、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第百三十二条第二項及び平成十二年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第百三十二条第二項の規定を適用する場合には、この限りでない。

2 昭和六十年改正法附則第四十七条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされた昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法による船員保険の被保険者であった期間（以下この項において「船員保険の被保険者であった期間」という。）の平均標準報酬月額額の計算の基礎となる標準報酬月額については、前項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項の規定にかかわらず、船員保険の被保険者であった期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の各号に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率を乗じて得た額とする。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

3 昭和六十年九月以前の期間に属する旧適用法人共済組合員期間（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三条第八号に規定する旧適用法人共済組合員期間をいう。以下この項において同じ。）の平均標準報酬月額額の計算の基礎となる標準報酬月額については、第一項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項の規定にかかわらず、当該旧適用法人共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第三の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額とする。ただし、国家公務員等共済組合法等の一部を改

正する法律（昭和六十年法律第五号）附則第三十二条第一項の規定により当該旧適用法人共済組合員期間に合算された期間に属する各月の標準報酬月額については、この限りでない。

4 昭和六十年九月以前の期間に属する旧農林共済組合員期間（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。以下この項において同じ。）の平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬月額については、第一項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項の規定にかかわらず、当該旧農林共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第二の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額とする。

5 平成十五年四月一日前に被保険者であつた者の平均標準報酬月額が七万四千七百七十七円（当該被保険者であつた者が昭和十年四月一日以前に生まれた者であるときは六万九千二百二十五円とし、その者が昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までに生まれた者であるときは六万九千四百九円とし、その者が昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までに生まれた者であるときは六万九千九百八円とする。）に改定率を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数が生じたとき、これを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。）に満たないときは、これを当該額とする。ただし、第三百三十二条第二項、昭和六十年改正法附則第七十八条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第七十条第一項、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた

正する法律（昭和六十年法律第五号）附則第三十二条第一項の規定により当該旧適用法人共済組合員期間に合算された期間に属する各月の標準報酬月額については、この限りでない。

4 昭和六十年九月以前の期間に属する旧農林共済組合員期間（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。以下この項において同じ。）の平均標準報酬月額の計算の基礎となる標準報酬月額については、第一項並びに平成十二年改正法附則第二十条第一項第一号及び改正前の第四十三条第一項の規定にかかわらず、当該旧農林共済組合員期間の各月の標準報酬月額に、附則別表第三の上欄に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額とする。

5 平成十一年四月一日前に被保険者であつた者の平均標準報酬月額が七万四千八百九十九円に満たないときは、これを七万四千八百九十九円とする。ただし、第三百三十二条第二項、昭和六十年改正法附則第七十八条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第七十条第一項、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第三百三十二条第二項及び平成十二年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第三百三十二条第二項の規定を適用する場合には、この限りでない。

昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第百三十二条第二項及び平成十二年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第百三十二条第二項の規定を適用する場合には、この限りでない。

6 第四十三条の二から第四十三条の五までの規定（第四十三条の第二項及び第四項、第四十三条の三第二項、第四十三条の四第二項及び第三項並びに第四十三条の五第二項及び第三項を除く。）は、第二項に規定する率並びに第三項及び第四項に規定する率の改定について準用する。

6 第四十四条の二の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「については、厚生年金基金の加入員であつた期間は」とあるのは、「については」と、「については、その計算の基礎としない」とあるのは「は」、同項に定める額から当該厚生年金基金の加入員であつた期間に係る第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この項において「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第一項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項又は平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項に規定する額（その額が第四十三条第一項に定める額を上回るときは、同項に定める額）を控除した額とする」と、同条第三項及び第四項中「にかかわらず」とあるのは「にかかわらず、当該老齢厚生年金の額は」と、「をその額の計算の基礎とする」とあるのは「が厚生年金基金の加入員であつた期間でないものとして第一項の規定の例により計算した額とする」とする。

7 前項の規定は、附則第九条の三第二項、第九条の三第二項及び第四項（同条第五項においてその例による場合を含む。）並びに第九条の四第三項（附則第二十八条の三第二項においてその例による場合を含む。）及び第五項（同条第六項においてその例による場合を含む。）

第十七条の三 第四十四条の二の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「第百三十二条第二項」とあるのは、「第百三十二条第一項、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第八十二条第一項若しくは第八十三条の二、昭和六十年改正法附則第八十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた昭和六十年改正法第三条の規定による改正前の第百三十二条第二項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号。以下「平成十二年改正法」という。）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十二年改正法第四条の規定による改正前の第百三十二条第二項若しくは平成十二年改正法第十三条の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第八十二条第一項又は平成十二年改正法附則第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項」とする。

第十七条の四 昭和六十年改正法附則第八十二条第一項第四号及び第八十三条の二第二号並びに平成十二年改正法附則第二十三条第一項第一号及び第二十四条第一項に規定する平均標準報酬額については、第四

並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年法律第九十五号）附則第十八条第三項、第十九条第三項及び第五項並びに第二十条第三項及び第五項において準用する第四十四条の二の規定を適用する場合に準用する。この場合において、前項中「同項に定める額から」とあるのは「同号に定める額（以下この条において「報酬比例部分の額」という。）から」と、「その額が第四十三条第一項に定める額」とあるのは「その額が報酬比例部分の額」と、「同項に定める額」とあるのは「報酬比例部分の額」と読み替えるものとする。

十三条第一項の規定にかかわらず、加入員たる被保険者であつた期間の各月の標準報酬月額と標準賞与額の総額を、当該加入員たる被保険者であつた期間の月数で除して得た額とする。

(年金たる保険給付の額の改定の特例)

第十七条の五 当該年度の前年度に属する三月三十一日において年金たる保険給付(第四十三条第一項、附則第九条の二第二項第二号又は平成十二年改正法附則第二十条第一項の規定)この法律又は他の法令において、これらの規定を引用し、又はその例による場合を含む。以下この項において同じ。()によりその額が計算されたものに限る。()の受給権を有する者について、第四十三条の二から第四十三条の五までの規定による再評価率の改定により、当該年度において第四十三条第一項、附則第九条の二第二項第二号又は平成十二年改正法附則第二十条第一項の規定により計算した額(以下この条において「当該年度額」という。)が、当該年度の前年度に属する三月三十一日においてこれらの規定により計算した額(以下この条において「前年度額」という。)に満たない場合には、これらの規定にかかわらず、前年度額を当該年度額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、第四十三条の二(第四十三条の三から第四十三条の五までにおいて適用される場合を除く。)の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た額に満たないときは、当該額を当該年度額とする。

一 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を下回るとき 名目手取り賃金変動率

二 物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変

動率を上回るとき 物価変動率

3| 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、第四十三条の三（第四十三条の四及び第四十三条の五において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た額に満たないときは、当該額を当該年度額とする。

4| 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、第四十三条の四（第四十三条の五において適用される場合を除く。）の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に当該各号に定める率を乗じて得た額に満たないときは、当該額を当該年度額とする。

- 一 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となるとき 名目手取り賃金変動率
- 二 名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るとき（物価変動率が一を上回る場合を除く。） 物価変動率

5| 第一項の規定にかかわらず、物価変動率が一を下回る場合において、第四十三条の五の規定による再評価率の改定により、当該年度額が、前年度額に物価変動率を乗じて得た額に満たないときは、当該額を当該年度額とする。

（年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付）

第十八条 年金保険者たる共済組合等は、毎年度、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）次条において「国家公務員等共済組合法」という。）第二条第一項第

（年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付）

第十八条 年金保険者たる共済組合等（国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。）は、毎年度、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員等

七号イ又は八に掲げる法人（次条において「日本たばこ産業株式会社等」という。）の所属の職員をもつて組織された共済組合の組合員であつた者の当該組合員であつた期間（他の法令の規定により当該組合員であつた期間とみなされた期間及び他の法令の規定により当該組合員であつた期間に合算された期間を含む。次条において「日本たばこ産業共済組合等の組合員期間」という。）に係る年金たる保険給付に要する費用の一部に充てるため、拠出金を納付する。

2 財政の現況及び見通しが作成されるときは、厚生労働大臣は、年金保険者たる共済組合等が納付すべき拠出金について、その将来にわたる予想額を算定するものとする。

（日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給）

第二十九条（略）

2（略）

3 脱退一時金の額は、被保険者であつた期間に応じて、その期間の平均標準報酬額（被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額の総額を、当該被保険者期間の月数で除して得た額をい

共済組合法（昭和三十三年法律第二百一十八号。次条において「国家公務員等共済組合法」という。）第二条第一項第七号イ又は八に掲げる法人（次条において「日本たばこ産業株式会社等」という。）の所属の職員をもつて組織された共済組合の組合員であつた者の当該組合員であつた期間（他の法令の規定により当該組合員であつた期間とみなされた期間及び他の法令の規定により当該組合員であつた期間に合算された期間を含む。次条において「日本たばこ産業共済組合等の組合員期間」という。）に係る年金たる保険給付に要する費用の一部に充てるため、拠出金を納付する。

2 第八十一条第四項の規定による保険料率の再計算が行われるときは、厚生労働大臣は、年金保険者たる共済組合等が納付すべき拠出金について、その将来にわたる予想額を算定するものとする。

第二十三条の二 附則第十八条から前条までの規定により年金保険者たる共済組合等からの拠出金の納付が行われる場合には、第八十一条第四項中「及び国庫負担の額」とあるのは、「、国庫負担及び附則第十八条第一項の規定により年金保険者たる共済組合等（国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。）が納付する拠出金の額」とする。

（日本国籍を有しない者に対する脱退一時金の支給）

第二十九条（略）

2（略）

3 脱退一時金の額は、被保険者であつた期間に応じて、その期間の平均標準報酬額に次の表に定める率を乗じて得た額とする。

う。()に次の表に定める率を乗じて得た額とする。

(表略)

4～7 (略)

(表略)

4～7 (略)

附則別表第一

一 昭和五年四月一日以前に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・三九三
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・〇八三
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一三・八八八
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・四八五
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・六一九
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・五八八
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・八〇五
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・〇九三
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・〇八三

昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・五〇六
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・三三〇
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・五九八
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・二七九
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・七二二
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・七二二
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・三二〇
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	一・九一八
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・七六三
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六七〇
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五〇五
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四三三
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・三八二

昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三三〇
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二五八
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二二七
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一九六
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一二四
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇七二
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四一
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二二
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇二二
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇一一
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇〇八
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八八
平成十年四月以後	〇・九八〇

二 昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者
 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に
 応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・五三八
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・二二五
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・〇二七
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・六〇一
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・七二六
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・六八五
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・八九三
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・一七五
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・一五四
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・五七一
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・三九四

昭和六十一年四月から昭和六十二年三月まで	一・二七〇
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三四三
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・三九五
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四四八
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五二〇
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六八七
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・七八一
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	一・九三七
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・三四三
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・七四九
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・七四九
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・三三二
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・六五五

昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇八
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三五
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八三
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五二
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三一
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇二二
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇一一
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇〇八
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八八
平成十年四月以後	〇・九八〇

三 昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者
 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に
 応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・八五〇
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・五三一
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・三二九
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・八五〇
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・九五七
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・八九三
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・〇八五
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・三五一
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・三〇八
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・七二二
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・五三二
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・七七六
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・四一五

昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・八三〇
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・八〇八
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・三九四
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	一・九七九
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・八一九
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七二三
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五五三
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四七九
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四二五
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三七二
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二九八
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二六六
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二三四

平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一六〇
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一〇六
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇七四
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇五三
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇三三
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇一一
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇〇八
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八八
平成十年四月以後	〇・九八〇

四 昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者
 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に
 応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・九二六
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・六〇五

昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・四〇二
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・九一一
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・〇二三
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・九四四
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・一三一
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・三九三
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・三四五
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・七四七
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・五六五
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・八〇六
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・四三七
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・八四九
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・八二三

昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・四〇六
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	一・九八九
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・八二八
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七三二
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五六一
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四八六
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四三三
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三七九
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・三〇四
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二七二
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二四〇
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一六五
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一一二

平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇八〇
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇五九
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇三八
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇一六
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇〇四
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八八
平成十年四月以後	〇・九八〇

五 昭和八年四月二日以後に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・九二六
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・六〇五
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・四〇二
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・九一一

昭和五十二年八月から昭和五十三年三月まで	一・九八九
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・四〇六
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・八二三
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・八四九
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・四三七
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・八〇六
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・五六五
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・七四七
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・三四五
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・三九三
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・一三一
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・九四四
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一一・〇二三

昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・八二八
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七三二
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五六一
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四八六
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四三三
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三七九
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・三〇四
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二七二
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二四〇
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一六五
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一一二
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇八〇
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇五九

附則別表第一

一 昭和五年四月一日以前に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一三・七九五
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・一六五
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一二・八〇四
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一一・九四三
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・一一一

附則別表第二

一 昭和五年四月一日以前に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・二〇七
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・五五八
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・一八六
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・二九〇
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・四二三

平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇三八
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇一六
平成八年四月から平成九年三月まで	一・〇〇四
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九九一
平成十年四月以後	〇・九八〇

昭和三十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・六七二
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・七六二
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・一三三
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・四九三
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・六四四
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・〇三五
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・〇六六
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	五・七六七
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・〇五七
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	六・九二八
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・三二八
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・〇七九
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	八・九八〇

昭和三十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・七二二
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・八一五
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・一九六
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・五六七
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・七五三
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・一五五
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・二二七
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	五・九三九
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・二三八
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・一三五
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・五四七
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・三二〇
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・二四八

昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六一二
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・四八二
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・三九一
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・三七一
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・二七一
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二二三

二 昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者
被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応
じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一三・九三四
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・二九七
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一二・九三三
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・〇五三
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・二二三

昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六六〇
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五二六
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四三三
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四二二
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三〇九
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二五八

二 昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者
被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応
じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・三五〇
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・六九四
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・三一九
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・四二三
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・五一八

昭和三十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・六八九
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・七八〇
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・一五四
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・五一八
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・六八一
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・〇七五
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・一六六
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	五・八二四
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・一一七
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	六・九九七
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・四〇二
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・一六〇
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・〇七〇

昭和三十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・七三九
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・八三三
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・二一八
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・五九三
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・七九一
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・一九七
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・二六九
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	五・九九八
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・三〇〇
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・二〇六
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・六二三
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・四〇四
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・三四一

昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六二八
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・四九六
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四〇六
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・三八六
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・二八五
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二三三

三 昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者
被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応
じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・二三四
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・五八三
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・二一一
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・三一一
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・四三二

昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六七七
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五四一
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四四八
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四二七
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三三三
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二七〇

三 昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者
被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応
じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・六五九
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・九八九
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・六〇六
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・六八〇
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・七四四

昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	九・二六五
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	八・三三六
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	七・五六一
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	七・一四八
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	六・二四九
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	五・九四九
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	五・二二七
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	四・一六三
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	三・七六〇
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	二・五七二
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	二・二〇〇
昭和三十一年八月から昭和三十三年十二月まで	一・八一八
昭和三十一年一月から昭和三十三年三月まで	一・七二五

昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	九・五四二
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	八・五八五
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	七・七八七
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	七・三六一
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	六・四三六
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	六・一二七
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	五・三八三
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	四・二八七
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	三・八七二
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	二・六四九
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	二・二六六
昭和三十一年八月から昭和三十三年十二月まで	一・八七二
昭和三十一年一月から昭和三十三年三月まで	一・七七七

昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六六三
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五二八
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四三六
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四一五
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三二二
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二六〇

四 昭和七年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者
 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応
 じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・三〇七
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・六五二
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・二七八
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・三七五
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・四八六

昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七二三
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五七四
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四七九
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四五七
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三五二
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二九八

四 昭和七年四月二日以後に生まれた者 被保険者であつた月が属す
 る次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄
 に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・七三四
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・〇六〇
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・六七五
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・七四五
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・七九九

昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	九・三一一
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	八・三七八
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	七・六〇〇
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	七・一八四
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	六・二八一
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	五・九八〇
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	五・二五三
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	四・一八四
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	三・七七九
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	二・五八五
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	二・二一一
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	一・八二七
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	一・七三四

昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	九・五九一
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	八・六二八
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	七・八二七
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	七・三九九
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	六・四六九
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	六・一五九
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	五・四一〇
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	四・三〇九
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	三・八九二
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	二・六六二
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	二・二七七
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	一・八八二
昭和三十一年四月から昭和三十三年三月まで	一・七八六

昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六七一
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五三六
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四四三
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四二三
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三一九
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二六六

五 昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者
 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に
 応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・三六六
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・七〇九
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・三三三
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・四二六
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・五二九

昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七二一
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五八二
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四八六
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四六五
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三五八
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・三〇四

昭和三十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・七四一
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・八三五
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・二二〇
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・五九五
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・七九五
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・二〇一
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・二七五
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・〇〇五
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・三〇七
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・二一四
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・六三一
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・四二二
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・三五一

昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六七八
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五四二
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四四九
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四二八
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三二四
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二七一

六 昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・四六九
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・八〇七
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・四二九
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・五一六
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・六〇五

昭和三十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・七五四
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・八四八
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・二三六
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・六一四
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・八三二
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・二三一
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・三一一
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・〇四八
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・三五三
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・二六六
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・六八六
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・四七三
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・四一八

昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六九〇
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五五四
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四五九
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四三九
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三三四
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二八一

七 昭和十二年四月二日以後に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・五八七
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・九一九
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・五三八
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一二・六一八
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・六九一

昭和三十三年一月から昭和五十四年三月まで	一・七六八
昭和五十一年八月から昭和五十二年十二月まで	一・八六三
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・二五四
昭和四十八年十月から昭和五十年三月まで	二・六三五
昭和四十六年十月から昭和四十八年九月まで	三・八五三
昭和四十四年十一月から昭和四十六年九月まで	四・二六六
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・三五六
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・〇九七
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・四〇四
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・三二五
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・七四九
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・五四二
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・四九五

昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七〇四
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五六六
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四七一
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四五〇
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三四四
昭和六十年十月から昭和六十一年三月まで	一・二九一

附則別表第二

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二二三
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二二三三
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二六〇
昭和七年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者	一・二六六

附則別表第三

昭和五年四月一日以前に生まれた者	一・二五八
昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者	一・二七〇
昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者	一・二九八
昭和七年四月二日以後に生まれた者	一・三〇四

昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者	一・二七一
昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者	一・二八一
昭和十二年四月二日以後に生まれた者	一・二九一

別表（第四十三条第一項関係）

一 昭和五年四月一日以前に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一三・九七六
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・六七五
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一三・四八五
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・一五二
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・三一一
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・三二〇

昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・五五〇
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・八五八
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	六・八七八
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・三一七
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・一四六
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・四三六
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・一五五
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・六〇四
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・六四三
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・二五三
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	一・八六二
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・七二二
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六三二

昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・四六一
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・三九一
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・三四二
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・二九一
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二二三
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・一九一
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一六一
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・〇九一
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇四一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇一一
平成五年四月から平成六年三月まで	〇・九九一
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九八三
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八二

平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五九
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

二 昭和五年四月二日から昭和六年四月一日までの間に生まれた者
 被保険者であった月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応
 じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・一一六
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一三・八一二

昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一三・六二〇
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・二六五
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・四一五
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・四〇四
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・六三五
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	七・九三八
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	六・九四七
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・三八〇
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・二〇九
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・四九一
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・一九七
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・六四〇
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・六六九

昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・二七五
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	一・八八一
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・七二九
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六三八
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・四七六
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四〇六
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・三五五
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三〇四
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二三三
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・二〇三
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一七三
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一〇二
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇五二

平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇二一
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇〇一
平成六年四月から平成七年三月まで	〇・九八三
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八二
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五九
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

三 昭和六年四月二日から昭和七年四月一日までの間に生まれた者
 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応
 じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・四一九
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・一一〇
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一三・九一三
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・五〇六
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・六三九
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・六〇六
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・八三二
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・一〇九
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・〇九六
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・五一七
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・三四三

昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・六〇八
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・二八七
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・七一九
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・七二七
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・三二五
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	一・九三二
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・七六六
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六七三
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五〇八
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四三六
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・三八四
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三三三
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二六〇

昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二二九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・一九八
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一二六
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇七四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四三
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三二
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇三
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八二
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九五九
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一

平成十三年四月から平成十四年二月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年二月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年二月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年二月まで	〇・九八〇

四 昭和七年四月二日から昭和八年四月一日までの間に生まれた者
 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応
 じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・四九三
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・一八一
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一三・九八四
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・五六六
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・六九四
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・六五六
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・八六六

昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・一五〇
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・一三三
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・五五一
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・三七五
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・六三八
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・三〇八
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・七三七
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・七四一
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・三三六
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	一・九三一
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・七七五
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六八二
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五一六

昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四四三
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・三九一
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三三九
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二六六
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三五
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三一
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八〇
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四九
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二八
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇八
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八七
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七五

平成九年四月から平成十年三月まで	○・九五九
平成十年四月から平成十一年三月まで	○・九五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九八〇

五 昭和八年四月二日から昭和十年四月一日までの間に生まれた者
 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応
 じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・四九三
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・一八一
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一三・九八四

昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・五六六
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・六九四
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・六五六
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・八六六
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・一五〇
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・一三二
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・五五一
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・三七五
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・六三八
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・三〇八
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・七三七
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・七四一
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・三三六

昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	一・九三一
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・七七五
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六八二
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五一六
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四四三
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・三九一
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三三九
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二六六
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三五
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇四
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三一
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八〇
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇四九

平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇二八
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇〇八
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九八七
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七五
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六二
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

六 昭和十年四月二日から昭和十一年四月一日までの間に生まれた者

被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・五五三
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・二四〇
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・〇四二
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・六一三
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・七三八
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・六九五
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・九〇三
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・一八三
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・一六一
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・五七八
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・四〇一
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・六六一

昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・三二六
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・七五三
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・七五二
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・三四六
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	一・九三九
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・七八二
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・六八九
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五三二
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四四九
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・三九七
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三四五
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二七一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二四〇

昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇九
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三六
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五三
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三三
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇二二
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九九一
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九六六
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九五六
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九五五
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八

平成十四年四月から平成十五年二月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年二月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年二月まで	〇・九八〇

七 昭和十一年四月二日から昭和十二年四月一日までの間に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・六五七
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・三四二
昭和三十四年四月から昭和三十五年四月まで	一四・一四三
昭和三十五年五月から昭和三十六年三月まで	一一・六九七
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・八一五
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・七六五
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	八・九六七
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・二四二

昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・二二三
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・六二六
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・四四七
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・七〇一
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・三五七
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・七八〇
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・七七二
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・三六三
昭和五十一年八月から昭和五十三年三月まで	一・九五三
昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・七九五
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七〇一
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五三三
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四五九

昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四〇七
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三五四
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二八一
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二四九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二一八
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一四四
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇九二
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇六一
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇四〇
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一九
平成七年四月から平成八年三月まで	〇・九九八
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九八六
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九七三

平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九六二
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六一
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六一
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

八 昭和十二年四月二日以後に生まれた者 被保険者であつた月が属する次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる率

昭和三十三年三月以前	一四・七七七
昭和三十三年四月から昭和三十四年三月まで	一四・四五九
昭和三十四年四月から昭和三十五年三月まで	一四・二五八
昭和三十五年四月から昭和三十六年三月まで	一一・七九二

昭和三十一年八月から昭和五十三年三月まで	一・九六九
昭和五十年四月から昭和五十一年七月まで	二・三八二
昭和四十八年十一月から昭和五十年三月まで	二・七九五
昭和四十六年十一月から昭和四十八年十月まで	三・八一
昭和四十四年十一月から昭和四十六年十月まで	四・三九三
昭和四十三年四月から昭和四十四年十月まで	五・七四八
昭和四十二年四月から昭和四十三年三月まで	六・四九九
昭和四十一年四月から昭和四十二年三月まで	六・六八〇
昭和四十年五月から昭和四十一年三月まで	七・二七二
昭和三十九年四月から昭和四十年四月まで	八・三〇九
昭和三十八年四月から昭和三十九年三月まで	九・〇四〇
昭和三十七年四月から昭和三十八年三月まで	九・八四五
昭和三十六年四月から昭和三十七年三月まで	一〇・九〇三

昭和五十三年四月から昭和五十四年三月まで	一・八一〇
昭和五十四年四月から昭和五十五年九月まで	一・七二五
昭和五十五年十月から昭和五十七年三月まで	一・五四五
昭和五十七年四月から昭和五十八年三月まで	一・四七一
昭和五十八年四月から昭和五十九年三月まで	一・四一九
昭和五十九年四月から昭和六十年九月まで	一・三六五
昭和六十年十月から昭和六十二年三月まで	一・二九一
昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで	一・二五九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二二八
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一五三
平成三年四月から平成四年三月まで	一・一〇一
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇六九
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇四八

平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇二八
平成七年四月から平成八年三月まで	一・〇〇六
平成八年四月から平成九年三月まで	〇・九九四
平成九年四月から平成十年三月まで	〇・九八一
平成十年四月から平成十一年三月まで	〇・九七〇
平成十一年四月から平成十二年三月まで	〇・九六九
平成十二年四月から平成十三年三月まで	〇・九六九
平成十三年四月から平成十四年三月まで	〇・九六八
平成十四年四月から平成十五年三月まで	〇・九七七
平成十五年四月から平成十六年三月まで	〇・九八〇
平成十六年四月から平成十七年三月まで	〇・九八〇

改 正 案	現 行
<p>（定時決定） 第二十一条（略） 2（略） 3 第一項の規定は、六月一日から七月一日までの間に被保険者の資格を取得した者及び第二十三条又は第二十三条の二の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬月額を改定され、又は改定されるべき被保険者については、その年に限り適用しない。</p> <p>（育児休業等を終了した際の改定） 第二十三条の二 社会保険庁長官は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号） 第二条第一号に規定する育児休業又は同法第二十三条第一項の育児休業の制度に準ずる措置による休業（以下「育児休業等」という。）を 終了した被保険者が、当該育児休業等を終了した日（以下この条において「育児休業等終了日」という。）において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、その使用される事業所の事業主を経由して厚生労働省令で定めるところにより社会保険庁長官に申出をしたときは、第二十一条の規定にかかわらず、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間（育児休業等終了日の翌日において使用される事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、</p>	<p>（定時決定） 第二十一条（略） 2（略） 3 第一項の規定は、六月一日から七月一日までの間に被保険者の資格を取得した者及び第二十三条の規定により七月から九月までのいずれかの月から標準報酬月額を改定され、又は改定されるべき被保険者については、その年に限り適用しない。</p>

報酬支払の基礎となつた日数が二十日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定する。

2 前項の規定によつて改定された標準報酬月額は、育児休業等終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月（当該翌月が七月から十二月までのいずれかの月である場合は、翌年の八月）までの各月の標準報酬月額とする。

（報酬月額の算定の特例）

第二十四条 被保険者の報酬月額が、第二十一条第一項、第二十二条第一項若しくは前条第一項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項若しくは前条第一項の規定によつて算定した額が著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、社会保険庁長官が算定する額を当該被保険者の報酬月額とする。

2 同時に二以上の事業所で報酬を受ける被保険者について報酬月額を算定する場合には、各事業所について、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十三条第一項若しくは前条第一項又は前項の規定によつて算定した額の合算額をその者の報酬月額とする。

（船員たる被保険者の標準報酬月額）

第二十四条の二 船員たる被保険者の標準報酬月額の決定及び改定については、第二十一条から前条までの規定にかかわらず、船員保険法第四条第二項から第六項まで、第四条ノ二及び第四条ノ三の規定の例による。

（報酬月額の算定の特例）

第二十四条 被保険者の報酬月額が、第二十一条第一項若しくは第二十二条第一項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第二十一条第一項、第二十二条第一項若しくは前条第一項の規定によつて算定した額が著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、社会保険庁長官が算定する額を当該被保険者の報酬月額とする。

2 同時に二以上の事業所で報酬を受ける被保険者について報酬月額を算定する場合には、各事業所について、第二十一条第一項、第二十三条第一項若しくは前条第一項又は前項の規定によつて算定した額の合算額をその者の報酬月額とする。

（船員たる被保険者の標準報酬月額）

第二十四条の二 船員たる被保険者の標準報酬月額の決定及び改定については、第二十一条から前条までの規定にかかわらず、船員保険法第四条第二項から第六項まで及び第四条ノ二の規定の例による。

(三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例)

- 第二十六条 三歳に満たない子を養育し、又は養育していた被保険者又は被保険者であつた者が、厚生労働省令で定めるところにより社会保険庁長官に申出(被保険者にあつては、その使用される事業所の事業主を経由して行うものとする。)をしたときは、当該子を養育することとなつた日(厚生労働省令で定める事実が生じた場合にあつては、その日)の属する月から次の各号のいずれかに該当するに至つた日の翌日の属する月の前月までの各月のうち、その標準報酬月額が当該子を養育することとなつた日の属する月の前月(当該月において被保険者でない場合にあつては、当該月前一年以内における被保険者であつた月のうち直近の月。以下この項において「基準月」という。)の標準報酬月額(この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬月額が標準報酬月額とみなされている場合にあつては、当該みなされた基準月の標準報酬月額。以下この項において「従前標準報酬月額」という。)を下回る月(当該申出が行われた日の属する月前の月にあつては、当該申出が行われた日の属する月の前月までの二年間のうちにあるものに限る。)については、従前標準報酬月額を当該下回る月の第四十三条第一項に規定する平均標準報酬額の計算の基礎となる標準報酬月額とみなす。
- 一 当該子が三歳に達したとき。
 - 二 第十四条各号のいずれかに該当するに至つたとき。
 - 三 当該子以外の子についてこの条の規定の適用を受ける場合における当該子以外の子を養育することとなつたときその他これに準ずる事実として厚生労働省令で定めるものが生じたとき。
 - 四 当該子が死亡したときその他当該被保険者が当該子を養育しないこととなつたとき。

第二十六条 削除

五 当該被保険者に係る第八十一条の二の規定の適用を受ける育児休業等を開始したとき。

2 | 前項の規定の適用による年金たる保険給付の額の改定その他前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十八条の二 前条第一項の規定によりその支給を停止するものとされた老齡厚生年金（同条第二項本文又は同条第三項の規定によりその支給の停止が解除されているものを除く。）の受給権者（配偶者に対する遺族厚生年金又は他の被用者年金各法による遺族共済年金（配偶者に対するものに限る。）の受給権を有するものに限る。）は、当該老齡厚生年金に係る同条第二項の申請を行わないときは、同条第一項の規定にかかわらず、その額（第四十六条第一項及び第四項の規定によりその額の一部の支給が停止されている老齡厚生年金にあつては、その額から当該支給が停止された部分に相当する額を控除した額）の二分の一（第四十四条第一項の規定によりその額が加算された老齡厚生年金にあつては、その額から同項に規定する加給年金額を控除した額の二分の一に相当する額に同項に規定する加給年金額を加算した額）に相当する部分の支給の停止の解除を申請することができる。ただし、その者に係る前条第一項に規定する他の年金たる保険給付、国民年金法による年金たる給付又は他の被用者年金各法による年金たる給付について、同条第二項本文若しくは同条第三項又は他の法令の規定でこれらに相当するものとして政令で定めるものによりその支給の停止が解除されているときは、この限りでない。

2 | 4 (略)

(支給停止)

第三十八条の二 前条第一項の規定によりその支給を停止するものとされた老齡厚生年金（同条第二項本文又は同条第三項の規定によりその支給の停止が解除されているものを除く。）の受給権者（配偶者に対する遺族厚生年金又は他の被用者年金各法による遺族共済年金（配偶者に対するものに限る。）の受給権を有するものに限る。）は、当該老齡厚生年金に係る同条第二項の申請を行わないときは、同条第一項の規定にかかわらず、その額（第四十六条第一項及び第二項の規定によりその額の一部の支給が停止されている老齡厚生年金にあつては、その額から当該支給が停止された部分に相当する額を控除した額）の二分の一（第四十四条第一項の規定によりその額が加算された老齡厚生年金にあつては、その額から同項に規定する加給年金額を控除した額の二分の一に相当する額に同項に規定する加給年金額を加算した額）に相当する部分の支給の停止の解除を申請することができる。ただし、その者に係る前条第一項に規定する他の年金たる保険給付、国民年金法による年金たる給付又は他の被用者年金各法による年金たる給付について、同条第二項本文若しくは同条第三項又は他の法令の規定でこれらに相当するものとして政令で定めるものによりその支給の停止が解除されているときは、この限りでない。

2 | 4 (略)

(支給停止)

第四十六条 老齢厚生年金の受給権者が被保険者（前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。）である日又はこれに相当するものとして政令で定める日が属する月において、その者の標準報酬月額とその月以前の一年間の標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額（以下「総報酬月額相当額」という。）及び老齢厚生年金の額（第四十四条第一項に規定する加給年金額を除く。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が支給停止調整額を超えるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、総報酬月額相当額と基本月額との合計額から支給停止調整額を控除して得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た額（以下この項において「支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

2 前項の支給停止調整額は、四十八万円とする。ただし、四十八万円に平成十七年度以後の各年度の物価変動率に第四十三条の二第一項第二号に掲げる率を乗じて得た率をそれぞれ乗じて得た額（その額に五千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五千円以上一万円未満の端数が生じたときは、これを一万円に切り上げるものとする。以下この項において同じ。）が四十八万円（この項の規定による支給停止調整額の改定の措置が講ぜられたときは、直近の当該措置により改定した額）を超え、又は下るに至つた場合においては、当該年度の四月以後の支給停止調整額を当該乗じて得た額に改定する。

3 前項ただし書の規定による支給停止調整額の改定の措置は、政令で定める。

4 被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であ

第四十六条 老齢厚生年金の受給権者が被保険者（前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。）である日又はこれに相当するものとして政令で定める日が属する月において、その者の標準報酬月額とその月以前の一年間の標準賞与額の総額を十二で除して得た額とを合算して得た額（以下「総報酬月額相当額」という。）及び老齢厚生年金の額（第四十四条第一項に規定する加給年金額を除く。以下この項において同じ。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が四十八万円を超えるときは、その月の分の当該老齢厚生年金について、総報酬月額相当額と基本月額との合計額から四十八万円を控除して得た額の二分の一に相当する額に十二を乗じて得た額（以下この項において「支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

2 被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金基金の加入員であ

つた期間である者に支給する老齢厚生年金については、第一項中「及び老齢厚生年金の額」とあるのは「及び第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額」と、「加給年金額を除く。以下この項において同じ」とあるのは「加給年金額（以下この項において「加給年金額」という。）を除く。以下この項において「基金に加入しなかつた場合の老齢厚生年金の額」という」と、「老齢厚生年金の額以上」とあるのは「老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。）以上」と、「全部」とあるのは「全部（支給停止基準額が、基金に加入しなかつた場合の老齢厚生年金の額に満たないときは、加給年金額を除く。）とする。」とする。

5| 第一項及び前項の規定により老齢厚生年金の全部又は一部の支給を停止する場合には、第三十六条第二項の規定は適用しない。

6| (略)

(障害厚生年金の額)

第五十条 (略)

2 (略)

3 障害厚生年金の給付事由となつた障害について国民年金法による障害基礎年金を受けることができないう場合において、障害厚生年金の額が国民年金法第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に四分の三を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）に満たないときは、前二項の規定にかかわらず、当該額をこれらの項に定める額とする。

4 (略)

つた期間である者に支給する老齢厚生年金については、前項中「及び老齢厚生年金の額」とあるのは「及び第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生年金の額」と、「加給年金額を除く。以下この項において同じ」とあるのは「加給年金額（以下この項において「加給年金額」という。）を除く。以下この項において「基金に加入しなかつた場合の老齢厚生年金の額」という」と、「老齢厚生年金の額以上」とあるのは「老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。）以上」と、「全部」とあるのは「全部（支給停止基準額が、基金に加入しなかつた場合の老齢厚生年金の額に満たないときは、加給年金額を除く。）とする。」とする。

3| 前二項の規定により老齢厚生年金の全部又は一部の支給を停止する場合には、第三十六条第二項の規定は適用しない。

4| (略)

(障害厚生年金の額)

第五十条 (略)

2 (略)

3 障害の程度が障害等級の三級に該当する者に支給する障害厚生年金の額が国民年金法第三十三条第一項に規定する障害基礎年金の額に四分の三を乗じて得た額（その額に五十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げるものとする。）に満たないときは、第一項の規定にかかわらず、当該額を同項に定める額とする。

4 (略)

(支給停止)

第五十四条 (略)

2 (略)

3 第四十六条第六項の規定は、障害厚生年金について、第四十七条第一項ただし書の規定は、前項ただし書の場合について準用する。

第八十一条の二 育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が、厚生労働省令の定めるところにより社会保険庁長官に申出をしたときは、前条第二項の規定にかかわらず、当該被保険者に係る保険料であつてその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収は行わない。

(資料の提供)

第一百条の二 (略)

2 社会保険庁長官は、年金たる保険給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者に対する他の被用者年金各法による年金たる給付又はその配偶者に対する第四十六条第六項に規定する政令で定める給付の支給状況につき、国民年金法第三条第二項に規定する共济組合等又は第四十六条第六項に規定する政令で定める給付に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

第一百二条 事業主が、正当な理由がなくて次の各号の一に該当するときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(支給停止)

第五十四条 (略)

2 (略)

3 第四十六条第四項の規定は、障害厚生年金について、第四十七条第一項ただし書の規定は、前項ただし書の場合について準用する。

第八十一条の二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一号に規定する育児休業(以下「育児休業」という。)をしている被保険者が使用される事業所の事業主が、厚生労働省令の定めるところにより社会保険庁長官に申出をしたときは、前条第二項の規定にかかわらず、当該被保険者に係る保険料であつてその申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収は行わない。

(資料の提供)

第一百条の二 (略)

2 社会保険庁長官は、年金たる保険給付に関する処分に関し必要があると認めるときは、受給権者に対する他の被用者年金各法による年金たる給付又はその配偶者に対する第四十六条第四項に規定する政令で定める給付の支給状況につき、国民年金法第三条第二項に規定する共济組合等又は第四十六条第四項に規定する政令で定める給付に係る制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

第一百二条 事業主が、正当な理由がなくて次の各号の一に該当するときは、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一〇五 (略)

2 (略)

第二百二条の二 第八十一条の三第三項又は第四項の規定に違反して、同条第三項又は第四項に規定する厚生労働省令で定める事項につき、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第二百三条 事業主以外の者が、第百条第一項の規定に違反して、当該職員に質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二百三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)第百四十一条の規定による徴収職員に質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百四十一条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該検査に關し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者

第二百四条 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下この条において「人格のない社団等」という。))を含む

一〇五 (略)

2 (略)

第二百二条の二 第八十一条の三第三項又は第四項の規定に違反して、同条第三項又は第四項に規定する厚生労働省令で定める事項につき、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

第二百三条 事業主以外の者が、第百条第一項の規定に違反して、当該職員に質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二百四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前三条の違反行為をした

む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第二百二条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（設立）

第一百十條 （略）

2 適用事業所の事業主は、共同して基金を設立することができる。この場合において、被保険者の数は、合算して常時政令で定める数以上でなければならない。

（規約）

第一百十五條 （略）

2・3 （略）

4 基金は、第一百一十一条第一項の認可若しくは第二項の認可を受けたとき、又は前項の規約の変更をしたときは、遅滞なく、基金の規約を適用事業所に使用される被保険者に周知させなければならない。

第三百二十二條 （略）

2 基金が支給する老齢年金給付であつて、老齢厚生年金の受給権者に支給するものの額は、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となつた被

ときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

（設立）

第一百十條 （略）

2 適用事業所の事業主は、共同して基金を設立することができる。この場合において、被保険者の数は、合算して常時前項の政令で定める数以上でなければならない。

（規約）

第一百十五條 （略）

2・3 （略）

第三百二十二條 （略）

2 基金が支給する老齢年金給付であつて、老齢厚生年金の受給権者に支給するものの額は、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となつた被

保険者であつた期間のうち同時に当該基金の加入員であつた期間（以下この項及び附則第十七条の四において「加入員たる被保険者であつた期間」という。）の平均標準報酬額（加入員たる被保険者であつた期間の各月の標準報酬月額（第二十六条第一項の規定により同項に規定する従前標準報酬月額が当該月の標準報酬月額とみなされた月にあつては、従前標準報酬月額）と標準賞与額の総額を、当該加入員たる被保険者であつた期間の月数で除して得た額をいう。）の千分の五・四八一に相当する額に加入員たる被保険者であつた期間に係る被保険者期間の月数を乗じて得た額を超えるものでなければならぬ。

3 基金は、その支給する老齢年金給付の水準が前項に規定する額に二・二三を乗じて得た額に相当する水準に達するよう努めるものとする。

第三百三十二条の二 老齢厚生年金（第四十六条第四項において読み替えられた同条第一項の規定によりその全部又は一部の支給が停止されているものに限る。以下この条において同じ。）の受給権者に基金が支給する老齢年金給付については、前条の規定は適用しない。

2 老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する老齢年金給付は、当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合（当該老齢厚生年金（第四十四条第一項に規定する加給年金額（以下この条において「加給年金額」という。）が加算されているものを除く。）が第四十六条第四項において読み替えられた同条第一項の規定によりその全額につき支給を停止されている場合であつて、支給停止基準額（同条第四項において読み替えられた同条第一項の規定による支給停止基準額をいう。次項及び第六十三条の三第一項において同じ。）が、第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生

保険者であつた期間のうち同時に当該基金の加入員であつた期間（以下この項及び附則第十七条の四において「加入員たる被保険者であつた期間」という。）の平均標準報酬額（加入員たる被保険者であつた期間の各月の標準報酬月額と標準賞与額の総額を、当該加入員たる被保険者であつた期間の月数で除して得た額をいう。）の千分の五・四八一に相当する額に加入員たる被保険者であつた期間に係る被保険者期間の月数を乗じて得た額を超えるものでなければならぬ。

3 基金は、その支給する老齢年金給付の水準が前項に規定する額に二・八四を乗じて得た額に相当する水準に達するよう努めるものとする。

第三百三十二条の二 老齢厚生年金（第四十六条第二項において読み替えられた同条第一項の規定によりその全部又は一部の支給が停止されているものに限る。以下この条において同じ。）の受給権者に基金が支給する老齢年金給付については、前条の規定は適用しない。

2 老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する老齢年金給付は、当該老齢厚生年金がその全額につき支給を停止されている場合（当該老齢厚生年金（第四十四条第一項に規定する加給年金額（以下この条において「加給年金額」という。）が加算されているものを除く。）が第四十六条第二項において読み替えられた同条第一項の規定によりその全額につき支給を停止されている場合であつて、支給停止基準額（同条第二項において読み替えられた同条第一項の規定による支給停止基準額をいう。次項及び第六十三条の三第一項において同じ。）が、第四十四条の二第一項の規定の適用がないものとして計算した老齢厚生

年金の額（次項において「基金に加入しなかつた場合の老齢厚生年金の額」という。）に満たない場合を除く。）を除いては、その支給を停止することができない。ただし、当該老齢年金給付の額のうち、第百三十二条第二項に規定する額を超える部分については、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する老齢年金給付については、次の各号のいずれかに該当する場合には、その額のうち、当該受給権者の当該老齢年金給付を支給する基金の加入員であつた期間に係る第百三十二条第二項に規定する額（以下この項において「当該基金の代行部分の額」という。）から、支給停止基準額から当該老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。）を控除して得た額に当該基金の代行部分の額を基金に加入しなかつた場合の老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額を控除して得た額（第百六十三条の三第一項において「代行部分の総額」という。）で除して得た率を乗じて得た額（次項において「支給停止額」という。）を控除して得た額を超える部分については、その支給を停止することができる。

一 当該老齢厚生年金（加給年金額が加算されているものを除く。）が第四十六条第四項において読み替えられた同条第一項の規定によりその全額につき支給を停止されている場合であつて、支給停止基準額が基金に加入しなかつた場合の老齢厚生年金の額に満たないとき。

二 当該老齢厚生年金（加給年金額が加算されているものに限る。）が第四十六条第四項において読み替えられた同条第一項の規定により当該老齢厚生年金の額から加給年金額を控除して得た額に相当する部分の全額につき支給を停止されているとき。

4・5 (略)

年金の額（次項において「基金に加入しなかつた場合の老齢厚生年金の額」という。）に満たない場合を除く。）を除いては、その支給を停止することができない。ただし、当該老齢年金給付の額のうち、第百三十二条第二項に規定する額を超える部分については、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、老齢厚生年金の受給権者に基金が支給する老齢年金給付については、次の各号のいずれかに該当する場合には、その額のうち、当該受給権者の当該老齢年金給付を支給する基金の加入員であつた期間に係る第百三十二条第二項に規定する額（以下この項において「当該基金の代行部分の額」という。）から、支給停止基準額から当該老齢厚生年金の額（加給年金額を除く。）を控除して得た額に当該基金の代行部分の額を基金に加入しなかつた場合の老齢厚生年金の額から老齢厚生年金の額を控除して得た額（第百六十三条の三第一項において「代行部分の総額」という。）で除して得た率を乗じて得た額（次項において「支給停止額」という。）を控除して得た額を超える部分については、その支給を停止することができる。

一 当該老齢厚生年金（加給年金額が加算されているものを除く。）が第四十六条第二項において読み替えられた同条第一項の規定によりその全額につき支給を停止されている場合であつて、支給停止基準額が基金に加入しなかつた場合の老齢厚生年金の額に満たないとき。

二 当該老齢厚生年金（加給年金額が加算されているものに限る。）が第四十六条第二項において読み替えられた同条第一項の規定により当該老齢厚生年金の額から加給年金額を控除して得た額に相当する部分の全額につき支給を停止されているとき。

4・5 (略)

(掛金の負担及び納付義務)

第三百二十九条 (略)

2~6 (略)

7 育児休業等をしている加入員(第二百二十九条第二項に規定する加入員を除く。)を使用する設立事業所の事業主が、厚生労働省令の定めるところにより基金に申出をしたときは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る掛金のうち、免除保険料額(当該加入員の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ第八十一条の三第一項に規定する免除保険料率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を免除する。

8 育児休業等をしている加入員であつて第二百二十九条第二項に規定する加入員である者を使用する設立事業所の事業主が、厚生労働省令の定めるところにより基金に申出をしたときは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る掛金のうち、免除保険料額に前条第四項に規定する割合を乗じて得た額を免除する。

(徴収金)

第四百十条 (略)

2~7 (略)

8 当該加入員に係る前条第八項に規定する申出があつたときは、第一項から第四項までの規定にかかわらず、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月

(掛金の負担及び納付義務)

第三百二十九条 (略)

2~6 (略)

7 育児休業等をしている加入員(第二百二十九条第二項に規定する加入員を除く。)を使用する設立事業所の事業主が、厚生労働省令の定めるところにより基金に申出をしたときは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、その申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る掛金のうち、免除保険料額(当該加入員の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ第八十一条の三第一項に規定する免除保険料率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を免除する。

8 育児休業等をしている加入員であつて第二百二十九条第二項に規定する加入員である者を使用する設立事業所の事業主が、厚生労働省令の定めるところにより基金に申出をしたときは、第一項及び第二項の規定にかかわらず、その申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る掛金のうち、免除保険料額に前条第四項に規定する割合を乗じて得た額を免除する。

(徴収金)

第四百十条 (略)

2~7 (略)

8 当該加入員に係る前条第八項に規定する申出があつたときは、第一項から第四項までの規定にかかわらず、その申出のあつた日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間

までの期間に係る第一項の徴収金のうち、免除保険料額から前条第八項の規定により免除された額を控除した額を免除する。

9 育児休業等をしている当該加入員を使用する事業主は、当該加入員を使用する当該基金の設立事業所の事業主に代わつて、前条第八項に規定する申出をすることができる。

(分割)

第四百三十三条 (略)

2 (略)

3 分割を行う場合には、分割により設立される基金の加入員となるべき被保険者又は分割後存続する基金の加入員である被保険者の数は、第一百十条第一項又は第二項の政令で定める数以上でなければならない。

4～7 (略)

(設立事業所の増減)

第四百四十四条 (略)

2～4 (略)

5 第一項の規定により設立事業所を減少させる場合においては、基金の加入員は、設立事業所を減少させた後においても、第一百十条第一項又は第二項の政令で定める数以上でなければならない。

第六百六十二条の三 老齢厚生年金の受給権者が解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者である場合であつて、第四十六条第四項において読み替えられた同条第一項の規定により当該老齢厚生年金がその全額又は当該老齢厚生年金(第四十四条第一項に規定する加給年金額

に係る第一項の徴収金のうち、免除保険料額から前条第八項の規定により免除された額を控除した額を免除する。

9 育児休業等をしている当該加入員を使用する事業主は、当該加入員を使用する当該基金の設立事業所の事業主に代わつて、前条第八項に規定する申出をすることができる。

(分割)

第四百三十三条 (略)

2 (略)

3 分割を行なう場合においては、分割により設立される基金の加入員となるべき被保険者又は分割後存続する基金の加入員である被保険者の数は、第一百十条第一項の政令で定める数以上でなければならない。

4～7 (略)

(設立事業所の増減)

第四百四十四条 (略)

2～4 (略)

5 第一項の規定により設立事業所を減少させる場合においては、基金の加入員は、設立事業所を減少させた後においても、第一百十条第一項の政令で定める数以上でなければならない。

第六百六十二条の三 老齢厚生年金の受給権者が解散基金に係る老齢年金給付の受給権を有する者である場合であつて、第四十六条第二項において読み替えられた同条第一項の規定により当該老齢厚生年金がその全額又は当該老齢厚生年金(第四十四条第一項に規定する加給年金額

(以下この項において「加給年金額」という。)が加算されているものに限る。)の額から加給年金額を控除して得た額に相当する部分の全額につき支給を停止されているときは、解散基金に係る老齢年金給付(第六十二条の三第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。以下この項において「解散基金に係る代行部分」という。)について、支給停止基準額から当該老齢厚生年金の額(加給年金額を除く。)を控除して得た額に解散基金に係る代行部分の額を代行部分の総額で除して得た率を乗じて得た額(次項において「支給停止額」という。)に相当する部分(その額が解散基金に係る代行部分の額以上であるときは、解散基金に係る代行部分の全部)の支給を停止する。

2・3 (略)

(情報の提供)

第七十三条の二 社会保険庁長官は、基金又は連合会に対し、老齢年金給付に関して必要な情報の提供を行うものとする。

(指定基金による健全化計画の作成)

第七十八条の二 年金給付等積立金の額が政令で定める額を著しく下回る基金であつて、政令で定める要件に該当するものとして厚生労働大臣の指定を受けたもの(以下この条において「指定基金」という。)

()は、政令で定めるところにより、その財政の健全化に関する計画(以下この条において「健全化計画」という。)を定め、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の承認を受けた指定基金は、当該承認に係る健全化計画に従い

(以下この項において「加給年金額」という。)が加算されているものに限る。)の額から加給年金額を控除して得た額に相当する部分の全額につき支給を停止されているときは、解散基金に係る老齢年金給付(第六十二条の三第五項の規定により加算された額に相当する部分を除く。以下この項において「解散基金に係る代行部分」という。)について、支給停止基準額から当該老齢厚生年金の額(加給年金額を除く。)を控除して得た額に解散基金に係る代行部分の額を代行部分の総額で除して得た率を乗じて得た額(次項において「支給停止額」という。)に相当する部分(その額が解散基金に係る代行部分の額以上であるときは、解散基金に係る代行部分の全部)の支給を停止する。

2・3 (略)

、その事業を行わなければならない。

3| 厚生労働大臣は、第一項の承認を受けた指定基金の事業及び年金給付等積立金の状況により、その健全化計画を変更する必要があると認めるときは、当該指定基金に対し、期限を定めて、当該健全化計画の変更を求めることができる。

(基金等に対する監督)

第七十九条 厚生労働大臣は、第七十八条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、基金若しくは連合会の事業の管理若しくは執行が法令、規約、若しくは厚生労働大臣の処分に違反していると認めるとき、基金若しくは連合会の事業の管理若しくは執行が著しく適正を欠くと認めるとき、又は基金若しくは連合会の役員がその事業の管理若しくは執行を明らかに怠っていると認めるときは、期間を定めて、基金若しくは連合会又はその役員に対し、その事業の管理若しくは執行について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2| 4 (略)

5| 厚生労働大臣は、基金が次の各号のいずれかに該当するときは、当該基金の解散を命ずることができる。

- 一| 第一項の規定による命令に違反したとき。
- 二| 前条第二項の規定に違反したとき。
- 三| 前条第三項の求めに応じないとき。
- 四| その事業の状況によりその事業の継続が困難であると認めるとき。

6| 連合会が第一項の規定による命令に違反したとき、又はその事業の状況によりその事業の継続が困難であると認めるときは、厚生労働大

(基金等に対する監督)

第七十九条 厚生労働大臣は、前条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において、基金若しくは連合会の事業の管理若しくは執行が法令、規約、若しくは厚生労働大臣の処分に違反していると認めるとき、基金若しくは連合会の事業の管理若しくは執行が著しく適正を欠くと認めるとき、又は基金若しくは連合会の役員がその事業の管理若しくは執行を明らかに怠っていると認めるときは、期間を定めて、基金若しくは連合会又はその役員に対し、その事業の管理若しくは執行について違反の是正又は改善のため必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2| 4 (略)

5| 基金又は連合会が第一項の規定による命令に違反したとき、又はその事業の状況によりその事業の継続が困難であると認めるときは、厚生労働大臣は、当該基金又は連合会の解散を命ずることができる。

臣は、連合会の解散を命ずることができる。

第八十二条 設立事業所の事業主が、正当な理由がなくて次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

2 第二百二十九条第二項に規定する設立事業所以外の適用事業所の事業主が、正当な理由がなくて次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

3 (略)

第八十三条 第七十八条又は第四百四十八条第一項(第六十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

附則

(繰上げ支給の老齢厚生年金と基本手当等との調整)

第七条の四 (略)

2 前項に規定する求職の申込みがあつた月の翌月から同項各号のいずれかに該当するに至つた月までの各月について、次の各号のいずれか

第八十二条 設立事業所の事業主が、正当な理由がなくて次の各号の一に該当するときは、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

2 第二百二十九条第二項に規定する設立事業所以外の適用事業所の事業主が、正当な理由がなくて次の各号の一に該当するときは、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

3 (略)

第八十三条 第七十八条又は第四百四十八条第一項(第六十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 (略)

附則

(繰上げ支給の老齢厚生年金と基本手当等との調整)

第七条の四 (略)

2 前項に規定する求職の申込みがあつた月の翌月から同項各号のいずれかに該当するに至つた月までの各月について、次の各号のいずれか

に該当する月があつたときは、同項の規定は、その月の分の老齢厚生年金については、適用しない。

一 (略)

二 その月の分の老齢厚生年金について、第四十六条第一項及び第四項の規定により、その全部又は一部の支給が停止されていること。

3～7 (略)

第七条の五 附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、第四十六条第一項及び第四項の規定の適用を受けるものが被保険者（前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。）である日又は同条第一項に規定する政令で定める日（次項及び第五項並びに附則第十一条第一項、第十一条の二第一項及び第二項、第十一条の三第一項、第十一条の四第一項及び第二項、第十一条の六第一項、第二項、第四項及び第八項並びに第十三条の六第一項、第四項及び第八項において「被保険者である日」という。）が属する月において、その者が雇用保険法の規定による高年齢雇用継続基本給付金（以下「高年齢雇用継続基本給付金」という。）の支給を受けることができるときは、第四十六条第一項及び第四項の規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該老齢厚生年金につき同条第一項及び第四項の規定を適用した場合におけるこれらの規定による支給停止基準額と当該各号に定める額（その額に六分の十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が同法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額（以下「支給限度額」という。）を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額とする。次項において同じ。）に十二を乗じて得

に該当する月があつたときは、同項の規定は、その月の分の老齢厚生年金については、適用しない。

一 (略)

二 その月の分の老齢厚生年金について、第四十六条第一項及び第二項の規定により、その全部又は一部の支給が停止されていること。

3～7 (略)

第七条の五 附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金の受給権者であつて、第四十六条第一項及び第二項の規定の適用を受けるものが被保険者（前月以前の月に属する日から引き続き当該被保険者の資格を有する者に限る。）である日又は同条第一項に規定する政令で定める日（次項及び第五項並びに附則第十一条第一項及び第二項、第十一条の二第一項及び第二項、第十一条の三第一項及び第二項、第十一条の四第一項及び第二項、第十一条の六第一項、第二項、第四項及び第八項並びに第十三条の六第一項、第二項、第五項及び第九項において「被保険者である日」という。）が属する月において、その者が雇用保険法の規定による高年齢雇用継続基本給付金（以下「高年齢雇用継続基本給付金」という。）の支給を受けることができるときは、第四十六条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その月の分の当該老齢厚生年金について、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該老齢厚生年金につき同条第一項及び第二項の規定を適用した場合におけるこれらの規定による支給停止基準額と当該各号に定める額（その額に六分の十五を乗じて得た額に当該受給権者に係る標準報酬月額を加えた額が同法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額（以下「支給限度額」という。）を超えるときは、支給限度額から当該標準報酬月額を減じて得た額に十五分の六を乗じて得た額とする。次項にお

た額（第四項において「在職支給停止調整額」という。）との合計額（以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

一・二（略）

2）5（略）

（繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者に基金及び連合会が支給する老齢年金給付の特例）

第七条の六（略）

2 附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金（第四十六条第四項において読み替えられた同条第一項の規定によりその全部又は一部の支給が停止されているものに限る。）の受給権者に基金が支給する老齢年金給付については、第三百三十三条の二第二項及び第三項中「第三百三十二条第二項」とあるのは、「附則第七条の六第一項において読み替えられた第三百三十二条第二項」とする。

3）6（略）

第九条の二（略）

2 前項の請求があつたときは、当該請求に係る老齢厚生年金の額は、第四十三条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とするものとし、当該請求があつた月の翌月から、年金の額を改定する。

一 千六百二十八円に国民年金法第二十七条に規定する改定率（以下「改定率」という。）を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数

いて同じ。）に十二を乗じて得た額（第四項において「在職支給停止調整額」という。）との合計額（以下この項において「調整後の支給停止基準額」という。）に相当する部分の支給を停止する。ただし、調整後の支給停止基準額が老齢厚生年金の額以上であるときは、老齢厚生年金の全部の支給を停止するものとする。

一・二（略）

2）5（略）

（繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権者に基金及び連合会が支給する老齢年金給付の特例）

第七条の六（略）

2 附則第七条の三第三項の規定による老齢厚生年金（第四十六条第二項において読み替えられた同条第一項の規定によりその全部又は一部の支給が停止されているものに限る。）の受給権者に基金が支給する老齢年金給付については、第三百三十三条の二第二項及び第三項中「第三百三十二条第二項」とあるのは、「附則第七条の六第一項において読み替えられた第三百三十二条第二項」とする。

3）6（略）

第九条の二（略）

2 前項の請求があつたときは、当該請求に係る老齢厚生年金の額は、第四十三条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合算した額とするものとし、当該請求があつた月の翌月から、年金の額を改定する。

一 千六百二十八円に国民年金法第二十七条に規定する改定率（以下「改定率」という。）を乗じて得た額（その額に五十銭未満の端数